

第91回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第9号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第105号議案 神河町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 第106号議案 神河町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 第107号議案 神河町部落差別の解消の推進に関する条例制定の件
- 第108号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第109号議案 神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定の件
- 第110号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第111号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第112号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第113号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第114号議案 中播農業共済事務組合の解散について
- 第115号議案 中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第116号議案 中播農業共済事務組合同規約の一部変更について
- 第117号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 第118号議案 中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 第119号議案 財産処分の件
- 第120号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 第122号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 第123号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 第124号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第125号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第126号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 1 2 7 号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 1 2 8 号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 1 2 9 号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 1 3 0 号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
第 1 3 1 号議案 神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件
承認第 3 号 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成の件

○議会提出議案

- 発議第 1 号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書
発議第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

神河町告示第153-1号

第91回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和元年12月6日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

令和元年 第91回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年12月6日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和元年12月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第9号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第6 第104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第7 第105号議案 神河町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 日程第8 第106号議案 神河町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 日程第9 第107号議案 神河町部落差別の解消の推進に関する条例制定の件
- 日程第10 第108号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 日程第11 第109号議案 神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第12 第110号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第111号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第112号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第113号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第114号議案 中播農業共済事務組合の解散について
- 第115号議案 中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第116号議案 中播農業共済事務組合規約の一部変更について
- 日程第17 第117号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第18 第118号議案 中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第19 第119号議案 財産処分の件

- 日程第20 第 120号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第21 第 122号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第22 第 123号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第23 第 124号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第24 第 125号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第25 第 126号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第26 第 127号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第27 第 128号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 第 129号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第29 第 130号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第30 承認第 3 号 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 9 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第 6 第 104号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第 7 第 105号議案 神河町犯罪被害者等支援条例制定の件
- 日程第 8 第 106号議案 神河町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 日程第 9 第 107号議案 神河町部落差別の解消の推進に関する条例制定の件
- 日程第10 第 108号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 日程第11 第 109号議案 神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定の件
- 日程第12 第 110号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第 111号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第 112号議案 神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第15 第 113号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第 114号議案 中播農業共済事務組合の解散について
第 115号議案 中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
第 116号議案 中播農業共済事務組合同約の一部変更について
- 日程第17 第 117号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第18 第 118号議案 中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更について
- 日程第19 第 119号議案 財産処分の件
- 日程第20 第 120号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第21 第 122号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 123号議案 令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 第 124号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第 125号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 第 126号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 第 127号議案 令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 第 128号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第28 第 129号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 第 130号議案 令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 承認第3号 神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成の件

出席議員（11名）

1 番 廣 納 良 幸	8 番 藤 森 正 晴
2 番 三 谷 克 巳	9 番 藤 原 裕 和
3 番 澤 田 俊 一	10番 栗 原 廣 哉
4 番 小 寺 俊 輔	11番 藤 原 日 順
5 番 吉 岡 嘉 宏	12番 安 部 重 助
6 番 小 島 義 次	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事	
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾	
教育長	入 江 多喜夫	建設課長	野 崎 直 規
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長	藤 田 晋 作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長	真 弓 俊 英
.....	児 島 修 二	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	岡 部 成 幸	保 西 瞳
税務課長兼滞納整理特命参事		会計管理者兼会計課長	
.....	和 田 正 治	山 本 哲 也
住民生活課長	高 木 浩	病院事務長	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事		病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事	
.....	平 岡 民 雄	藤 原 広 行
地域振興課長	多 田 守	教育課長兼給食センター所長	
地域振興課参事兼商工観光特命参事		藤 原 美 樹
.....	小 林 英 和	教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長	
ひと・まち・みらい課長		高 橋 宏 安
.....	藤 原 登志幸		

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしも師走を迎え、日ごとに寒さを感じる季節となってまいりました。

本日、ここに第91回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り、開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

ことしも台風や豪雨災害により、各地で甚大な被害が発生し、とうとい命が奪われるなど多くの方が被災され、地域経済が深刻な打撃を受ける中、復興道半ばといったところでもあります。犠牲になられました方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復興を願うところであります。

5月1日には、皇位継承に伴い即位された天皇陛下が、大嘗祭を初め関連の諸行事を無事終わられましたことに全国民が安堵したところであります。これからは、公務はもちろんのこと、世界の平和と人々の安寧を望まれ、国民に寄り添った天皇としてのお務めをされますよう、私たちも見守っていけたらと思っております。

さて、今次定例会に町長から提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、条例の制定及び一部改正、補正予算、工事請負契約締結事項の変更の件、計画承認等29件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。

議員各位には、格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第91回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。師走に入り、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。

議員各位には、それぞれ御健勝にて御活躍されておりますことをお喜び申し上げます。

また、第91回定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

新元号・令和のもと、新たにスタートいたしました令和元年も、あと一月を切りました。振り返ってみますと、ことしも全国各地で地震、豪雨、台風等による災害が多数発生した年でありました。特に台風15号、19号では、まれに見る関東地方への上陸により、東日本を中心に暴風雨、豪雨災害により、河川の氾濫等で多くのとうとい命が失われるとともに、甚大な被害が発生いたしました。改めて哀悼の誠をささげますとともに、被災者の方々に心からのお見舞いと一日も早い復旧復興を願うものであります。

神河町といたしましては、10月24日から30日の間、長野県千曲市の家屋被害認定調査に職員派遣を行ってきたところでございますが、今後、被災地自治体から中・長期的な災害支援要請もなされてきておりまして、神河町として、できる限りの支援について今後調整を進めてまいりたいと考えております。

また、神河町では、今年度につきましては大きな災害は発生していない状況ではございますが、常に準備する自助・共助・公助を基本に、安心・安全のまちづくりを今後も推進してまいります。

さて、今年度は、御承知のとおり、平成27年度策定いたしました地域創生総合戦略5カ年計画の最終年度となっております。10月30日には第1回地域創生戦略会議を開催をし、総合戦略進捗状況としてKPIの達成状況、検証結果、そして令和2年度からの第2期地方創生総合戦略策定に向けた報告と意見交換を行ってきたところでございます。今後、第2期戦略策定に向けた目標設定を定めていくこととしております。

ことしからの新しいまちづくりの合い言葉「大好き！私たちの町 かみかわ」、そし

て交流人口の拡大とあわせて関係人口の拡大による定住人口の拡大、いわゆる交流から関係、そして定住を基本に、引き続き「元気な町 かみかわ」を築いてまいります。議員各位には、引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。

今定例会におきましては、専決処分2件、人事案件1件、条例制定9件、中播農業共済事務組合の解散に伴う案件が5件、財産処分1件、工事請負契約1件、令和元年度各会計補正予算9件、そして承認案件1件の計29件を提案させていただきます。

議員各位には、慎重審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時08分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第91回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、報告をします。

本定例会に提出するため送付のあった議案のうち、第121号議案、神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約締結事項の変更の件は、令和元年12月3日、町長より撤回したい旨の申し出があり、同日、これを許可しましたので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

6番、小島義次議員、8番、藤森正晴議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。

令和元年12月定例会の議会運営委員会の報告をいたします。

12月2日と本日、定例会開会前に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定いたしましたことを御報告申し上げます。

まず、会期の日程でございますが、本日から12月18日までの13日間と決定しております。

町長から提出されます議案は、報告2件、人事案件1件、条例の制定及び一部改正9件、一部事務組合の解散及び財産処分の件2件、規約の一部変更3件、行政財産の処分1件、工事請負契約締結事項の変更の1件、補正予算9件、承認1件、計29件が提出

されております。

なお、追加提出議案として、最終日に工事請負契約締結事項の変更の件1件が提出される予定となっております。

議会からの提出議案は、意見書2件を最終日に提出する予定としております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第9号、第10号については了承、第104号議案については同意、第105号議案から第110号議案及び第112号議案から第119号議案並びに承認第3号については、表決をお願いすることとしております。

第122号議案の一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。

第111号議案及び第120号議案並びに第123号議案から第130号議案の特別会計・企業会計補正予算は、第3日目の最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前の通告どおり、締め切りを11月27日の午後3時とし、通告があった4名の議員により、本会議第2日目の12日に行うこととしております。

18日の最終日は、委員会に付託した議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書2件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上とおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。

議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より、例月出納検査及び定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いいたします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を11月15日に開催しまして、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告いたします。

最初に、税務課ですが、税の収納率の前年度比較では、国民健康保険税、介護保険税は下がっていますが、税全体では0.7%ふえています。

次に、滞納整理委員会の取り組み状況ですが、滞納繰越件数、額ともに減少傾向にあります。

個人町民税の特別徴収分の滞納の件について、特別徴収義務者もふえているので、早目に対応して、納税者にとって不利益にならない取り組みを要望いたしております。

次に、教育委員会ですが、越知谷小学校、幼稚園では、来年4月の神崎小学校との統合に向けて、統合準備委員会で通学方法などの協議が進められています。

また、児童につきましては、神崎小学校との交流学习を8回実施しております。そのうち2回は、路線バスを利用するなどの取り組みを行っております。

次に、病児・病後児保育ですが、神崎郡3町での共同実施を検討しており、ケアステーションかんざきの2階を整備して、令和2年度末までに開設する予定とのことでございます。

次に、再来年度、関西一円で開催されますワールドマスターズゲームズのオリエンテering競技の決勝は、5月29日に峰山高原で行うことに決定されました。

次に、学校給食での食育としての地産地消の取り組みは、地元産のマコモダケを肉団子スープやマコモダケ御飯に使用しています。また、ユズや手づくりコンニャク、みそ、里芋、大根、白菜などの神河町産の材料を使用した鍋や鹿肉のカリン揚げの献立も立てています。

また、給食への異物混入による健康被害等は発生しませんでした。4月から10月までに4件ございまして、昨年と同時期の8件に比べると減少をしているとのことでございます。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価の報告を受けております。点検、評価の内容は、お手元配付の報告書のとおりでございますが、その中で、地

域の子育て環境づくりの推進の項目につきましては、29年度はA評価でございましたが、30年度はB評価となっております。これは、土曜チャレンジ学習のおもしろ体験塾の参加者が29年度は63名でしたが、30年度は39名に減ったことが要因になっているとのことでございます。

この評価の件につきまして、事業の中での内部評価のポイントの箇所に課題として残ったこと、また今後の取り組みなどを記載してもらうことの要望をいたしております。また、この評価表は、この後ホームページで公表していくとのことでございます。

続いて、屋形保育所への入園を希望される方がふえており、この要因についての問いがございました。これに対して、保育料等の無料化による就業者がふえて、保育所に預ける子供がふえる反面、保育士の確保が難しくなっており、神崎保育園、寺前保育所とともに受け入れることができない状態が最大の要因だということでございます。

次に、会計課でございます。元年10月末の現金等保管総額は50億3,553万1,200円でございます。11月15日現在での一時借入金はなく、一時預貯金は1億円となっておりますが、12月には三、四億円の一時借入金を行うとのことでございます。

会計課では、会計業務のマニュアルを整備して、職員でデータを共有して、担当者が不在のときでも事務処理ができるようにしているとのことでございました。

また、地方自治法に基づく指定金融機関の公金の収納検査、JA兵庫西になりますが、その検査を2月に実施する予定とのことでございます。

最後に、総務課ですが、30年度の決算、それから元年度の交付税の算定結果を踏まえて、令和20年度までの普通会計の収支見通しのシミュレーションの配付を受けております。時間的に詳細説明を受けることができませんでしたが、シミュレーションの表につきましてはお手元に配付しておりますので、後ほどごらんください。

次に、ケーブルテレビコミュニティチャンネル、111チャンネルですが、台風などの非常備体制のときに避難所開設指令1号を発令しましたら、そのときをもって水位や雨量などの防災放送、通常の112チャンネルですが、これに切りかわります。

次に、学校跡地の利活用でございます。旧上小田小学校では、27年度から株式会社ドリームアウェイと5年間の無償貸し付けをしておりますが、今年度で任期満了となるので、協議をしているとのことでございます。

また、学校跡地の利活用の件で、旧大山小学校の取り壊しは、現在の過疎債適用期間の最終年度になる来年度に間違いなく実施されるのかとの問いに対しまして、来年度の過疎債の要望調査に入れて報告をしていると。過疎債を活用するためには一定の跡地計画等が必要なので、地域とも相談しながら跡地活用を考える必要があると思っているとのことございました。

次に、行財政改革推進委員会ですが、9月4日に委員会が開催され、会長に黒田克巳氏、副会長に内藤春夫氏が就任されております。

委員会は、今後合併特例期間終了を見据えた財政基盤の確立、それから人口減少、高

齡化社会を見据えた持続可能な行政運営、公共インフラの老朽化を見据えた効果的な公共投資のあり方、特に施設の統廃合、この3点をテーマに、今後取り組んでいけます。

次に、ふるさと納税の件でございますが、10月31日現在の寄附は657件で、額として1,019万1,000円となっています。

また、ふるさと納税の代行業者として「ふるさとチョイス」の導入を協議しているとのことでございます。

次に、プレミアム商品券でございますが、11月1日現在の購入引きかえ券の申請者は、非課税世帯は720人で36.1%、子育て世帯は219人で100%となっています。申請期限は令和2年の1月31日までとなっておりますので、早急に申請をされていない方へ郵送でお知らせをしていきたいとのことございました。

次に、来年度から会計年度任用職員制度が始まりますが、会計年度任用職員は役場の正職員よりも勤務時間が短くなります。現在の実態を見ますと、会計年度任用職員となる職員だけで運営している施設、社会教育施設等がありますが、施設の開館時間に支障が出てくるのではないかと、対応は考えているのかという問いに対しまして、会計年度任用職員の勤務時間は最大7時間30分を基本にしているとのことでございます。

運営の基本的な考え方は現場に委ねるとのことございまして、方法としては、出勤の時間差の考え方もあるし、開館時間の短縮がサービスの低下につながらないと現場が判断するならば、その方法もあるとのことございました。

以上、大まかな報告とさせていただきますが、これ以外の事項や質疑の内容につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 6番、小島でございます。民生福祉常任委員会開催の結果で主なものを報告いたします。

開催日は令和元年11月11日でございます。委員会の調査事項としまして、閉会中の継続調査事件についての項目です。

それでは、委員会調査経過報告をいたします。

まず、公立神崎総合病院関係につきまして、最初に病院に対する苦情案件について議題として上がりました。この件について、次の質疑応答がありました。

実名で病院に対する苦情が出ております。中身についても真剣に我々取り組んでいくということで、議会のほうから、その方へ返事を返すということにしているがとの問いに対しまして、議会事務局長のほうから病院宛てにメールを転送いただき、内容を確認した。医療従事者のレベルアップという趣旨であったと思う。全職員対象の臨時職員会議を開く予定である。それを受けて、最終の回答をまとめて議会事務局に届けるとの答

弁でした。

事務調査に移ります。令和元年8月末執行状況では、病院事業として入院患者数1万5,731人、外来患者数は4万1,938人、休日・夜間患者数は1,395人、大畑診療所39人となっています。この件について、次の質疑応答がありました。

患者数については、対前年減がずっと続いている。経営改善に向けた、いろんな取り組みについてどうやっているのか、この3カ月、病院として具体的に何をしてきたのかとの質問に対しまして、地域包括ケア病棟にしたほうがいいということで試行してきましたが、看護師への負担、医師への負担がかなり大きくなり、次の方向を見つけようとしている。経営改善では、入院単価の増として施設基準の申請をとっている。給食栄養指導の件数をふやし、医師にお願いをして給食栄養指導の処方を出していただくこと。リハビリのオーダーを出していただくこと。経費の削減については、消費税が上がるに伴い、薬価が上がったが、従前の値段で購入しているとの答弁がありました。

また、病院北館のアールがついた部屋の違和感について、トイレの中も台形状になっています。鏡の位置に対する解消ですとか、確認した状況と対応策をぜひとも示していただきたいとの問いに対しまして、次回の北館の特別委員会で報告させていただきたいとの答弁でした。

続きまして、予算執行状況については、病院事業収益が13億1,118万4,958円、病院事業費用は11億6,714万7,188円、純利益は1億4,403万7,770円となっています。

訪問看護事業としては、8月末で収入は6,505万563円、支出は4,658万2,536円、差し引きは1,846万8,027円となっています。

介護療育支援事業として、収入は4,303万9,835円、支出は2,111万9,452円、差し引きが2,192万383円となっています。

提出議案の説明がありました。公立神崎総合病院事業会計補正予算であります。3条予算は、繰越金が増額、4条予算は収入、企業債が減額、出資金、合併特例債は増となっており、支出は減となっております。

訪問看護事業特別会計補正予算と介護療育支援事業会計補正予算は、いずれも人件費において人事院勧告及び職員の異動等による補正によるものです。

続きまして、重要事業の取り組み状況については、新公立病院改革プランの取り組み状況についてですが、これは経営形態の見直しのための検討委員会を開催し、令和2年3月まで内部検討を進める。国の再編統合に向けた動きがあることから、国の動向を見ながら令和2年9月を目標に、外部委員を入れながら方向性を出していく予定であるとのことです。この件について、次の質疑応答がありました。

経営形態の見直しは、来年の9月から本格的に外部委員を入れられてスタートされるのかとの質問に対しまして、来年の4月からすぐに外部委員を入れて検討し、9月までに結論を出したいという状況ですとの答弁がありました。

また、去年に特定中核病院に指定されたということですが、これは県のほうからの応援みたいな何かメリッ的なものはありますかとの問いに対しまして、12月の中旬ぐらいに何らかの成果の一部が出てくるのではないかと期待してるとの答弁でした。

続いて、公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況については、公立宍粟総合病院との連携、そして姫路聖マリア病院との連携が進められています。

健全経営に向けた取り組み状況については、皮膚科、泌尿器科の診療状況において、それぞれの科で4月から8月まで利用患者が月ごとに増加している。皮膚科においては、今後診療日をふやしてもらえるよう大学にお願いしているとのこと。

次に、健康福祉課です。重要事業の目標については、障害福祉施設整備に向けた取り組みや、いずみ福祉会が障害者グループホームショートステイの建設を進めていますとのこと。

閉会中の継続調査の報告です。地域包括ケアシステム構築及び生活支援協議体の推進状況についての報告がありました。この生活支援協議体について、次の質疑応答がありました。

防災とか要支援者の避難計画というのは町が主体的に考えて、町が中心になって説明をしていく取り組みをお願いしたい。区長さんだけの説明ではなしに、最初から区の役員も集まっていただく。各種団体も民生委員さんも含めて集まっていただいて説明する取り組みが必要ではないかの質問に対しまして、区長だけに話をするのか、それともこういう説明会をしたいので、何か村でお集まりがあるときに声をかけてください、私たちが出向きますからという2つの方法で検討していきたいとの答弁でした。

次に、高齢者福祉と関係事業の取り組み検討状況については、神崎総合病院北館イベントホールの活用についての各協議会が開催されました。これについて、次の質疑応答がありました。

病院北館のイベントホールの件で、事業の目的、対象者、内容について協議とあるが、説明をお願いしたいとの質問に対しまして、認知症カフェといいますのは、月1回のペースで行っていくのが無理がない。サロン事業で使うとすれば、認知症カフェと集いの場あるいはサロンとすみ分けをしたほうがいいのではとの検討もしているとの回答でした。

続きまして、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況につきましては、社協理事会において神崎支庁舎南の町民広場に、ゆめ花館と集いの場の施設を建設する案が承認されました。令和2年1月ごろから建設着工し、令和3年1月にオープン予定です。この件について、建設場所となる町有地に関する次の質疑応答がありました。

採算がすぐとれるようであれば、最初から全然無償というのは本当に今後整合性がとれるのか。整合性がとれるようにしておいていただきたいとの質問に対しまして、福祉施設であるから無償というような考え方が他町ではどうもある。ただ一方で、神河町については、「によん」さんの前例があるということも踏まえて、当面5年間無償、5

年を過ぎた以降については収益に応じてというお話で契約としては成立しているというのが現実ですとの回答がありました。

続きまして、食育及び健康増進事業の取り組みについては、町ぐるみ健診の実施では、11月から1月で神崎支庁舎で土曜健診、日曜健診、各1日実施予定とのこと。この件について、質疑応答がありました。

兵庫県が骨髄移植後の予防接種の再接種に関する助成の実施要綱というのをつくっているが、再度予防接種を受けるときの助成だと思うが、骨髄移植の神河町の現状と今後の姿勢についてお伺いしたいとの質問に対しまして、県のほうから問い合わせがありまして、今のところは検討中と返事しているとの回答です。また、前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

その他の事業ですが、神崎支庁舎空調更新工事については、テラマエ設備工業株式会社と1,166万円で契約し、終了は2月末の予定です。

福祉電話について、次の質疑応答がありました。

電話会社から福祉電話にもいろいろ勧誘があるが、対応は役場のほうでされているのかとの質問に対し、高齢者について包括支援センターとかケアマネジャー、民生委員に、こんな勧誘があったとか、そういう相談は随時受けているとの答弁でした。

続きまして、住民生活課です。広域行政ごみ処理・し尿処理の今後の行方についてですが、中播北部行政事務組合次期ごみ処理施設計画については、10月25日に3町長及び管理者会議が持たれ、今後は福崎町桜区、神戸医療福祉大学に対する説明会を経て、3町長及び管理者で方向性を検討していくとのこと。です。

次に、防災無線・防犯対策の取り組み状況についてです。防災の取り組みについては、地区防災計画に反映させるため、11月実施の自主防災かみかわ防災訓練の一環として住民防災調査（アンケート）をとり、その結果のデータや住民の防災意識をマニュアルに反映させますとのこと。この件について、次の質疑応答がありました。

アンテナの大きいものを難聴区域には立ててくれという要望があった。そういうものも必要ではないかとの質問に対しまして、一番基本のこれまで宅内で聞こえていた放送が聞こえないという部分ですが、対応に時間がかかり過ぎていると思っています。しっかりと対応し、どうしても命を守る道具の一つだと住民の人にも思ってもらえるような啓蒙も含めて考えていきたいとの答弁でした。

また、福祉施設の火災の誤報の話で、今後は機械の誤作動でしたとか、そういう放送にしてもらえないか。誤作動が重なると、本当の有事の際に初動がおくれる可能性もあるのではないかと質問に対しまして、放送も機器の誤作動でありましたというような内容に変えるのは可能で、誤作動が起きないように日ごろから点検をしていただくというような啓蒙・啓発を徹底していきたいとの答弁でした。

また、住民生活課の職員の方が防災士の認定の受験資格を取得したということですが、集落に複数名の防災士というのが必要ではないかと思う。防災士として地域のリーダー

として活躍していただけないかといった取り組みはいかがですかとの質問に対しまして、これからは地域でそういった防災の担い手、リーダー的な方が必要で、大変重要であると考えている。一人でも多くの方が防災リーダーになっていただけるように啓発をしていきたいとの答弁でした。

次に、町営住宅の管理運営についてですが、この件について、次の質疑応答がありました。

入居の説明のときには、区からのいろんな区としてのおつき合い等についての説明もしてあると思うが、町としても何らかの入居者に対してのお願いというものも必要ではないかと思うがとの質問に対しまして、町としましては、入居の手引の中で集落とのつき合いをしてくださいと、つき合いに要する費用も明記して、しおりに入れて本人に説明をした上で渡しておりますとの答弁でした。

また、移住者に対しての円滑な最小自治区の運営ができるように、契約ということでもサインしてもらったり印鑑をついてもらうなり、徹底してやっていただきたいと思いますがとの質問に対しまして、可能な限り行政としても協力していき、きちんと細かい情報をこれからも出していく取り組みをしていきたいとの答弁でした。

次に、特定空き家対策の推進状況ですが、神河町危険空き家等除却費支援事業補助金交付要綱についての説明があり、この件について、次の質疑応答がありました。

全額自腹でやらなければならないのか、補助が活用できるのかという境目がどこになるのかとの質問に対しまして、経済的な事情によってできないという結論に至ったときにつきまして、この補助制度を使うという流れに進んでいきますとの答弁です。

また、この要綱の中で、いわゆる本人の資産、持ち金でできるかできないかというのを判断する条文がないのですがという問いに対しまして、要綱の基本は住民の方が周辺の特定空き家によって環境的に悪影響を受けていること、その改善をするための要綱である。住民主体の要綱であるということで、このフローの条件を満たせば対象になっていくという制度ですとの答弁がありました。

また、除却が経済事情によって困難であるか、そういったときに限り、この制度を使っていたかどうかということですのでとの答弁もありました。

さらに、第3条の補助対象者のところに、誰でも対象にしているのと違いますよという言葉を書かないといけないのではないかという質問に対しまして、この要綱につきましては、もう一回確認をします。それで、必要であれば修正をしていくということで対応したいとの答弁がありました。

続きまして、カーボン・マネジメント事業の進捗状況についての説明があり、これについての質疑応答がありました。

本町の空調は1億5,370万円で、業務委託が120万1,000円です。神崎フードは、工事請負代金が1,430万に対して、業務委託料かやっぱり121万円とある。請負金額がすごい差があるのに、なぜこの業務委託は同じ金額になってしまうのかとの質

問に対しまして、本庁舎と公民館は設計と監理を別々の業者がしています。神崎フードにつきましては、設計と監理が同じ業者がしているというところで、現場の監理でありますとか設計変更とか、業務的には余り差がないんじゃないかということで、こういった金額になったんじゃないかと、そのように考えます。調査し、終わり次第報告をいたしますとの答弁がありました。

以上、主なものを朗読しましたが、ほかのことについてはお手元の資料をごらんください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、去る11月5日に開催をいたしました。主な報告をいたします。

最初に、建設課所管であります。町道認定の条件に、幅員4メートル以上、勾配20%以下、延長100メートル以上がある。また、等級においても神崎エリア、大河内エリアでの基準の違いがあり、見直しが必要であるということが委員会で出ました。

次に、町道粟賀・柏尾・貝野線、これは東柏尾の信号から薬神さん前の舗装修繕工事が10年もたたずして行われた。執行当時、議会も現場視察をし、指摘をしたが、業者指導ができてなかったのではないかの疑問がなされました。この件について、設計基準どおり執行されており、問題はないと判断した。結果を思うには、現場状況により施工方法も検討すべきとの経験をした。今後、若手職員とともに生かせるように勉強し、努力していくとの答弁であります。

次に、冬季時期に入り、塩カルの散布が行われるが、野菜や稲、水などの影響については、塩害のおそれはあると思うが、毒物ではないので、体に及ぼす害はないと想定している。また、水質については、塩カル使用前後の調査を行い、分析していくとのことであります。

次に、町道作畑・新田線については、辺地対策事業であり、5年ごとの計画であることから、10年はかかる予定である。用地取得の若干おくれが出ているが、今のところ順調に進捗しております。

次に、上下水道所管であります。水道料金で漏水時の減免については、1軒で1年間に1度は2分の1の減免となっているが、管も老朽化しており、検討していく必要があるとのことであります。

次に、大河内浄化センターでのOD槽のダクトの蛇腹の割れと土壌脱臭のファンがとまっており、悪臭が出て地元の方に迷惑をかけた。基本的には、水質の維持に関する運転管理を橋本清掃に委託している。各機器の点検も行っているが、異常のあるときは専門業者をお願いしている。においの原因の一つに、バキュームカーでの槽の水を抜くと

きの作業がある。通常はセンターハウス内でシャッターを閉めて行うのだが、今回は長寿命化工事の関係でできなかったの、においが出た。覚書には、におい対策、環境美化、修繕工事の場合の連絡などがある。今回の反省を踏まえて、しっかり対応していきたいとの考えであります。

次に、地籍課所管であります。地籍調査は順調に進捗しております。危機管理マニュアルにある現地立会人の傷害保険は、現行は団体保険であり、熱中症は対象外であるので、検討する必要がある。また、熱中症グッズもあり、予防対策もしていきたいとのことあります。

次に、地域振興課所管、農林業係であります。スズメバチ駆除補助に対して、空き家にも対応できないのか。金額的にも少ないとの声を聞いている。近隣の市町との関係も参考にして検討していくとのことあります。

次に、猿対策には、威嚇射撃が効果的である。民家近くや場所によって苦情や問題もあるが、広報とかで理解を求めて進めていくとのことあります。

次に、商工観光係であります。各指定管理施設の運営状況について、モニタリングを実施した。共通した意見として、従業員の確保、建物の設備等の老朽化による修繕の要望がある。収入確保については、経費の削減など苦慮されている。また、地域との連携は、地元雇用や食材の活用、交流イベントの実施、行事への参加など貢献されております。

次に、スキー場のコースの盛り土は、ほぼ進んでおり、またキッズパークについては、入り込み客も多くなり、充実したいとのことであり、湧き水があり、利用できないところに土を入れ、Bコースのナイター照明や、もう一基ムービングベルトを置く。これらは全てマックアースの自己資金で行います。

次に、スキー場ゲレンデ緑化工事についてであります。値段的にも安く、長期的に腐食防止に効果を発揮することが期待できるロンケットキーパー工法でやる方向であります。この工法というのは、種子、肥料、わらむしろ、特殊繊維不織布を装着したシート状のものを張りつけ、とめ金等で固定する工法であります。

次に、ひと・まち・みらい課所管であります。貸し工場整備事業の造成工事の残土については、スキー場のコース整備に1万立米の予定であったが、4,000立米に変更になり、残り3,000立米は福崎町圃場整備工事現場へ、残りは仮置き場に搬出することあります。また、町道神崎・市川線が11月中旬から工事となり、通行できなくなるため、町道福山線の利用となり、地元説明をし、了解を得ました。

委員会からは、問題が起こらないように、通行経路の安全対策を徹底するように求めています。

次に、ニンジンジュース工場は、関西東邦産業株式会社が事業主体となり、計画が進められております。加工・販売は、親会社である関西東邦産業株式会社との契約のもとで、アグリイノベーション神河株式会社がやる。ニンジンについては、町内営農団体や

農業者にお願いする方向であります。

以上が主な委員会での報告であります。

次に、現地視察について報告いたします。

10月29日に貸し工場整備事業の造成工事現場の状況を視察しました。山沿いの暗渠排水、軟弱地盤等の追加工事の説明を受けております。

次に、11月29日に大河内浄化センター、峰山高原スキー場のコース造成工事、砥峰高原内道路新設工事の現場視察を行っております。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会をお願いいたします。

藤原裕和公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤原 裕和君） 9番、藤原裕和でございます。それでは、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

特別委員会を去る11月20日に、病院のほうへ出向いて開催をいたしております。当日は、設計業者、施工業者の参加のもと委員会を開催をいたしました。

前回の委員会、5月からでして、半年ぶりの委員会であります。この間、既存の北館の西側部分の解体工事、そして基礎工事から鉄骨の建て方が終わり、スラブ、床の工事へと順調に工事の進捗が図られていると報告を受けました。また、現場を視察をしました。

これまでの第2期工事においても、解体工事でアスベスト除去工事が別契約のため、これが追加をされます。それと、また基礎工事の掘削土の再利用ができなく、処分費及び良質の土の購入費等が追加とのことあります。これらは、工事写真により説明を受けております。

前回5月の委員会でもあったんですけども、この質疑、質問がございました。先ほど民生の委員長のほうからも少しは触れられたんですけども、実は北館の新しく完成をいたしております病室2階、3階部分、このアール部分の部屋の部分、合計2階と3階で8室、この個室が真四角にはなっておらず、壁が斜めなことによります違和感があったり、部屋の中にトイレがあるんですけども、トイレの中の斜めの壁によります便器と手すりが平行になっていないなど、指摘された病室を委員会として視察をする中、病室を見させていただきました。改善案が2案、また3案とこの委員会では示されましたのですが、この日の委員会では具体的な改善策を決められませんでした。

委員長の私のほうから、内藤建築事務所の初めの設計がまずいのではとの指摘に対しまして、内藤建築事務所からは、設計がまずいということではないと思う。建物の形状に対して、病院の方ともいろいろ提案を協議しながら詰めた案で、落としどころとして今回の形状の病室を設け、設計の中でも、そういう問題点も考慮しながら進めた設計と

なっているはずとの回答でありました。

しかしながら、全く患者さんの立場になっての設計とは思われず、違和感を覚えない根本的な改善を早く対応していただくよう、委員会として申し入れをしております。

その他としまして、今回の改築工事に伴い、新しく最新の医療機器等を購入されています。その中で、高額なものでCTの装置については7,400万円、MRI装置については8,495万円で新しく更新がなされております。これらの医療機器の購入についての購買規程により決定をされておるという説明が委員会ではされましたのですが、この機器等が高額なもので、業者選定の方法や価格の決定などを定めた内部での、病院での購買規程があるようでして、この購買規程の提出を委員会としては求めたところでございます。

以上、病院北館改築事業調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで私のほうから5月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告をいたします。

9月30日、地域おこし協力隊活動報告会が開催され、三谷克巳議員、小島義次議員、栗原廣哉議員と私が出席しております。

10月3日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原日順副議長と小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。

10月7日、神崎郡議長会が開かれ、私が出席しています。令和元年度町村議会議長全国大会、神崎郡町議会議員研究会等事業計画の詳細について協議しました。

10月11日、県町議会議員会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しています。令和2年度兵庫県政に対する要望等について協議しております。

10月16日、県町議会議長会議員研究会が多可町文化会館で開催され、私と各議員が出席しております。議長会創立70周年を記念し、新潟県立大学准教授、田口一博氏の基調講演に続いて、12町議会の活性化を図るため、パネルディスカッションを開催し、中播磨ブロックを代表して小寺俊輔議員にパネリストとして登壇していただきました。

同じく10月16日に第3回かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。

10月16日と17日、町職員と合同で開催された人権研修に私と各議員が出席しています。

10月18日、熊本県産山村議会から長谷地区ふれあいマーケットの取り組みについて行政視察に来町されています。長谷地区の振興を考える会から、藤原幸夫会長と藤原通宏・中島寛治両顧問が出席いただき、行政からは、ひと・まち・みらい課長と担当職員に対応していただきました。

10月19日、地域安全・交通事故防止神崎郡郡民大会が福崎町エルテホールで開催され、私が出席しています。

10月24日、近畿地方治水大会が神戸で開催され、私が出席しております。

10月25日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開催され、藤原日順副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月3日に提出された平成30年度事務組合議会会計歳入歳出決算について認定しております。

10月29日、神河町区長会との意見交換会を大河内エリアの区長様方と実施し、全議員が参加しております。議員定数のあり方や地域課題について、貴重な御意見をいただきました。11月8日には、神崎エリアの区長様方と意見交換を行いました。

10月30日、神崎郡議長会研修として、丹波市クリーンセンターを視察し、全議員が参加しております。

10月31日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成30年度事務組合農業共済事業会計決算の認定等についてであります。

同じく10月31日に中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。8月27日に提出された平成30年度事務組合一般会計歳入歳出決算を認定しております。

10月31日から11月1日、全国町村監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席されております。

11月6日、神崎郡議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を大河内保健福祉センターで開催し、全議員が出席しています。全国的に問題となっております議員のなり手不足解消について、山梨学院大学大学院教授、江藤俊昭氏から講演を受けております。

11月8日、兵庫県へき地・複式教育研究大会が越知谷小学校で開催され、私が出席しています。

11月12日、県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、地域保健医療の向上、公立神崎総合病院に対する財政支援について要望しました。

11月13日、全国町村議会議長会創立70周年記念式典及び第63回全国大会がNHKホールで開催され、私が出席しております。大規模災害対策の確立や地方創生のさらなる推進を期する決議と国に対する要望事項を決定しました。

11月18日から19日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、小島義次議員に出席していただいております。

11月19日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察が相生市で開催され、藤原日順副議長に出席していただいております。

11月22日、兵庫県町監査委員協議会研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席されております。

11月23日、神河やまびこ学園第13期生収穫祭が地域交流センターで開催され、私と各議員が出席しております。

11月28日、兵庫県町議会議長会正副委員長研修会が開催され、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会の正副委員長7名と私が出席しております。

11月30日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

12月1日、神崎郡人権啓発講演会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

閉会中に陳情2件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月9日に第61号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時25分といたします。

午前10時08分休憩

午前10時25分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第9号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第9号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第9号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分手項の指定についての規定に基づき、本年10月13日に発生した公用車事故の対物事故分について、11月12日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第9号につきまして、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は、令和元年10月13日日曜日午前7時55分ごろで、事故発生場所は、神河町大畑770番19、宮前バス停付近でございます。

事故概要は、地域の秋祭りに参加するため、山村留学生2人とその保護者2名を同乗させた地域交流センター育てる会職員が運転する町有車両（甲）が待避所において同乗者を降車させた後、転回をするために車両を後進させた際、後方に駐車していた相手方車両（乙）に衝突させたものであります。

後方不注意で駐車中の相手方車両に衝突させたことにより発生しておりますので、事故の責任割合は、町有車両（甲）が100%、相手方車両（乙）がゼロ%となります。損害賠償額は48万6,981円で、示談成立日は令和元年11月12日、賠償金支払い日は令和元年11月29日でございます。

待避所において停車後、同乗者の安全を確保した上で降車はさせておりますが、その後、車を転回させる際に後方確認を怠ったことにより発生した事故でございます。幸いにして、いずれにもけがはなく、よかったということでございますけれども、大切な車であります。常に時間と心にしっかりと余裕を持って、周囲に細心の注意を払い、安全運転に心がけていただくように指導を行ったところでございます。

以上が報告第9号の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。ただいまの説明によりますと、育てる会の方の車両で、運転手、運転されとる方ということなんですけれども、実は4年前ですか、育てる会がスキー場の帰りに、たしか南小田横瀬付近の田んぼの中へ、車両がダメになったようなことも聞きます。それから、私が記憶しとるんですけども、これも二、三年前ですか、4年ぐらい前ですかね。これも大畑地、それこそこの辺、場所、大畑地内の神社の辺やったと思うんですけども、それも車両はもちろん育てる会の女性の方、ちょっと名前までわからんのですけども、その方がそれこそカーブをよう曲がらんと自損事故、車がひっくり返ったような、何かそういうような事故がここ三、四年の間にこの育てる会の運転されとる、こういう部分で事故が余りにも多いんじゃないかなという部分の質問をしております。以上です。その点、回答できる部分、教育委員会の関係もあるんですね。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど御質問をいただきました御指摘の点につきましては、実際のところ指定管理の施設でありましたり、またこのように委託をしておる職員が運転をするといったケースが多くございます。近年の事故につきましては、そういったケースが少し目立ってきておりまして、特に担当課を通じて、その委託先、または指定管理先において、しっかりと安全運転指導をしていた

だくようをお願いもしておりますし、事故の都度、報告書を、私がこの役場行政の安全運転管理者という立場でございますので、私の名前で、先ほども申し上げました、細心の注意を払って、そしてまた心と時間に余裕を持って運転に心がけてくださいということで、書類とあわせて口頭でも指導を行っているというところでございます。

御指摘の点はしっかりと受けとめておりまして、本当に大切な車両です。幸いにしてけがはございませんでしたけれども、しっかりと安全運転に努めていただくよう、今後とも取り組んでまいります。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

報告第9号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第10号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第10号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第10号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年3月27日に発生した公用車事故の対物事故分について、11月12日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。それでは、報告第10号につきまして詳細説明を申し上げますので、専決処分書をごらんをいただきたいと思います。

この事故につきましては、本年3月27日午後2時30分ごろ、市川町下牛尾地内県道西脇八千代市川線、河内口バス停南150メートル付近において発生しました車両同士の事故でございます。

事故の概要は、訪問看護ステーションの職員が新規利用者宅に訪問するため、家を探しながら運転しており、道路幅が狭くなる手前で停車状態であった相手車に、前方不注意により正面衝突したものでございます。

相手車両の運転手さんは、日々その道路を利用されていまして、通常でも交わせない道路幅と認識されており、前方から北進する公用車を確認され、道路幅が狭くなる手前で道路端に停車して待機いただいていたものでございます。この事故により、双方の車両が破損するとともに、当方職員もけがを負いました。幸いにも相手の運転手さんは無事でした。

協議により、当方100%、相手方ゼロ%で、本年11月12日に示談が成立しましたので、相手車両の修理費139万1,936円、レッカー代13万2,972円、休車損害36万円、合計188万4,908円を賠償することとし、11月20日に支払いをさせていただきました。

なお、公用車につきましては、当方が加入する車両は全損であったため廃車とし、車両保険として30万円を受け取っております。この事故による賠償金につきましては、全て保険の範囲内で対応できたため、一般財源等の持ち出しはございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ただいまの報告第10号について、事故の内容、示談の内容はわかったんですけども、当該職員への事後指導をどういうふうな形で行われたのか。それと、先ほども100・ゼロ、100・ゼロということで、こういう町側の運転手の一方的なミスといいますか、不注意という示談が続いておるわけなんですけども、町職員全体の研修等にどう取り組まれたのか。その2点をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。この事故がございました後に、本人、事故をしました職員につきましては、けがをしているというところから、加古川の医療センターのほうに入院いたし、治療してまいりました。その後、退院しまして、今も元気に仕事をしてるところなんですけど、その後におきまして、安全運転管理者である事務長、そして看護部長、訪問看護ステーション管理者等から、本人に直接今後におきましても注意をして運転するようにというようなことで指導をさせていただきました。

そのほかにつきましては、全職員を集めました交通安全におきますビデオ視聴なんですけど、県の安全協会のほうからビデオを借りてきまして研修会も全職員対象で行ったところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御指摘の件ですけれども、行政のほうといたしましても、ちょっと年度をはっきりと覚えてないんですが、平成24年あたりに1度、警察の方に来ていただいて安全講習も行っております。それから、こういった事態が起きますと、その都度、管理職会議でしっかりとその内容を共有をして、そして課員のほうにそれをしっかりと受けとめてもらえるという、そういう状況をつくっております。

先ほども申しましたけれども、職員の事故の部分については少し減ってきているというのが現状でございますが、いわゆる指定管理であったりとか、委託先の部分で少し目立った点がございましたので、先ほどもあえてその点で指導を行ったという報告をさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。これ発生から示談まで相当期間がかかっております。物損事件として取り扱っております。本来は、けががあれば当然人身事故です。何で物損扱いしたんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。この件につきましては、事故自体は人身事故の扱いで警察の処理をさせていただいております。それで、保険にしましては、相手方に対する補償という部分につきましては、相手方のけがはございませんでしたので、車に対する補償と休業補償ということになっております。それで、職員につきましては公務災害ということで、そちらのほうでまた対応してるという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。その意味はわかりました。

次に、この事故、家を探して正面衝突したと。原因究明で、もっと具体的にわかりませんか。正面に車をとまっているんですよ。相手の車がよけて、とまってくれとったんですよ。そこへ持っていったんですよ。これ原因究明、目の前にとまっている車を見んと家探せますかね。その辺の話は聞かれていますか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。事故の現場につきましては、私も現場のほうも見に行ったんですけれども、ちょうどカーブになっておりました。カーブといいましても急なカーブではございません。大きなカーブでございましたので、そこは確かに幅員は狭いというようなところで、運転してました職員につきましては、家を探すということがそちらのほうに集中してしまって、目の前にいたトラックになかなか気がついてなかったというところ

ころで、正面衝突をしてしまったという現状というところではお聞きしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私が心配してるのは、ただ単なる前方不注意なんか、それとも、結構きつい仕事ですよ、訪問看護。過労はなかったのかなというところがちょっと心配やって、今質問させてもらってます。

○議長（安部 重助君） 藤原事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。幸いこの件に関しましては過労ということはございませんでして、家を探してたということで、その方向を向いてたということで、前が見えてなかったということでございます。それで、今後におきましてカーナビをつけてる車を導入いたしまして、家を探す、脇見をしなくてもということで、今後は初めて行く家につきましてはカーナビの車で行くようにということで指導いたしてるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今の時代、車社会ですから、事故が起こる可能性も高くなっておりますけれども、私も昨年ちょっと追突されたんですけども、その場合は、よそ見していたと。カーブを曲がろうとしてるところで追突されたんですけども。やはり毎日の生活の中で、冷やっとしたこととか、はっとしたことは何回あるか、それが何回か続くと、そのうち1回は事故にぶつかると、確率が高いというようなのも聞いておりますので、事故が起きたときだけに注意されるのは当然ですけども、それ以前の問題として、毎日どのように冷やっとしたとか、はっとしたときの出来事を自分のものとして受けていくか、それをどう対応していくかというような日ごろの運転感覚といいますか、事故に対する感覚は必要でないかと思うんですけども。そのような指導ですね、特に公務員に対しては非常に目が厳しく当たっておりますので、そのような毎日の事故に対する対応、対策というものは、どのようなものをされているのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。事故の前にヒヤリ・ハットがあるという、先日、先ほど課長が申し上げましたように、交通安全の研修会もさせていただきました。事故の前には冷やりというのが、何かハインリッヒの法則とか言うようでございますけども、病院におきましては、その部分をヒヤリ・ハットというのをインシデントというふうに呼んでおります。それで、交通事故だけではございませんけど、全てのものに関しまして、冷やりとか、はっとしたことが起これば情報を収集いたしまして、その段階で指導ができるようにということで情報収集をいたしております。

それで、それを分析して統計もですけども、個々の事例でも指導してるということの

継続、それでP D C Aサイクルを回して、継続して、ヒヤリ・ハットが今度どうして起こったのかということと、起こりにくい体制づくりということで回してるような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。病院側としては、そのように対応されているということで、ありがたいと思いますが。役場のほうではいかがでしょうか、総務課長にお伺いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。役場内部におきましても、これまで議会のほうでも大変御指摘をいただいて、危機管理ということで現在もしっかりと取り組んでおります。就業前の報告、そして就業後の業務報告、そしてまた挨拶、報告、連絡、相談といったような内容ですね、そういうふうなことをしっかりとやっていると、全体で共有をしていこうということで、全ての業務に関連して、そういった事故防止の取り組みを進めております。

特に車の部分について申し上げますと、公用車の使用簿の中に、安全は全員でというようなことを書いてあったりとか、乗る前のチェック項目であったりとか、そういったことも細々と明記をして、その中で安全につながるような、そういう仕組みづくりというものも行っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 1番、廣納です。9番、10番にも匹敵しというか、内容は同じなんですけれども、民間の保険会社と違って、公が入っておられる。そういう部分で100・ゼロが多いとか、出やすいとかと思うんですけども。民間では、100・ゼロというのは、よっぽどのことがない限り出ないし、入ってる保険会社同士が話し合っていて、そこまではゼロということは絶対ないというような関係なんで、よう100・ゼロが出るという意味がちょっとわからないんですけども、出とんやから、それはそれですばらしい保険やと思いますけれども。これは年次ごとにこういう事故が起きてすれば、来年度は保険料が上がるとか、そういう仕組みは民間と一緒にするのか、それが1点。

病院の場合は、相手がけがされたり、自分の乗っていた車が破損されて、車両保険で30万円ですか、出ると。年数が大分たっても、これは車両保険に全車、病院も含めてですけども、全車入ってるのかどうか。その確認をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、保険料の部分ですけども、事故件数がふえたからということで、特に保険料がその自治体に特別に上がるという仕組みにはなっておりません。ただ、毎年保険料というのは見直しが行われている

という状況であります。

それから、車両保険につきましても、車の年数問わず、全車加入をいたしておるとい
う状況でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務
課、藤原でございます。病院におきましても、役場と同じ保険でございまして、公用車
につきましても、全車、車両保険に加入いたしております。今回の事故につきましても、
相手方はトラックですので、運送会社でしたので、当然ドライブレコーダーをつけてお
られました。その辺で保険会社の方も、そのドライブレコーダーを見られて、これはも
う完璧に100・ゼロというような判断をされたところでございます。以上でございま
す。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。いわゆる一般の方は自賠責等々、自分で保険
に入られてる方から比べると、やはり100・ゼロというのは異口同音に質問されてま
すので、このケーブルテレビ等々見られても、役場の保険はええなというような感覚で
はとられるとは思うんで、少々の事故ぐらいというふうな、大丈夫なんやなと思われん
ように、それは全体の感覚で総務課長は特に考えてほしいんですけども。ドライブレコ
ーダーで証明されて、正面衝突されて、警察が来られて、そのときは事情聴取できなか
ったかもわかりませんが、免許証等は、協見運転とか、これから12月1日から携
帯電話か、ああいうもんがすごく厳しくなってくるというような、法改正も出てるん
ですけれども、行政処分とか、そういうものはないんですか。和解すれば、それはそう
いう事故原因については警察からのおとがめがないんでしょうか。その点もまとめて総務
課長。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。少々の事故でも大丈夫という、
そういった意識は全く持っておりません。特に最近言っておりますのは、本当にちょっ
としたバックの際に車を接触させてしまった、ガレージ等に接触したといった、本当に
わずかな傷であっても、その傷がこれぐらいやったらというような意識に展開をしてい
くと、やはり職員の気の緩みということになりますので、そういった場合においても全
て修理をやっていく。もちろん事故が発生した場合については、先ほど来申し上げてお
る事故報告をしっかりと上げていただいて、私のほうからしっかりと指導をしていくと
いうことは、もちろん同様に行っておるということでございます。

行政処分につきましても、懲戒に値するような内容が発生をしたとすれば、私たちは
そのように対応していくというところでございます。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。少しだけ補足をさせていただきます。

今御質問の行政処分のほうなんです、これは道路交通法に基づいての事故に関する行政処分、これは通常どおり行政処分が出ます。保険が示談になったからとか、ならないからとかということではなくて、物損の事故、人身の事故に関する普通の方が行われる、例えば免停であるとか、そういった処分は通常どおり行われることになります。

先ほど総務課長がお話しした中で、そういったことの意識啓発、再発防止のために、わずかな少々のことでも報告をさせるということを取り組んでいます。この報告は、公私を問わず報告をすることということになっておりまして、業務外でも心がけるようにというふうなことで取り組んでいます。その部分をちょっと補足をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。病院の今回の事故につきましても、行政処分、免許証につきまして減点というところの処分が出ております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑ないようでございます。質疑を終結します。

報告第10号については、以上のとおりでございます。どうぞよろしく御了承のほどお願いします。

日程第6 第104号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第104号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。

現在、神河町教育委員会委員として御活躍いただいております大仲れい子氏が令和元年12月20日をもって任期満了となります。

大仲氏は、平成27年12月から教育委員を務められ、現在1期目でございます。誠実にして温情厚く、教職経験40年と学校現場にも精通されておられるとともに、地域活動においてもリーダーとして活躍されており、教育、文化などに関する高い識見を有しておられる方でありまして、神河町の教育をより一層充実させていく上で欠かせない人物でございます。

つきましては、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第105号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第105号議案、神河町犯罪被害者等支援条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町犯罪被害者等支援条例制定の件でございます。

制定の理由は、社会において犯罪事件が後を絶たない中、これまで被害者は加害者から十分な被害の回復を受けられないまま社会からの支援も受けられず、孤立した状況に置かれてきました。

そのような中、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、被害者支援を国や地方自治体の責務とし、総合的な施策を推進することとなりました。

県内でも既にほとんどの市町で支援条例が制定されており、現在、未制定の神崎郡3町でも条例制定を行うことといたしました。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第105号議案、神河町犯罪被害者等支援条例制定の件についての詳細説明をさせていただきます。

町長からも説明がありましたとおり、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、被害者支援を国や地方自治体の責務とし、総合的な施策を推進することとなりました。

国には、犯罪被害給付制度があり、障害遺族給付金等が支給されますが、審査、支給等に時間がかかります。

県では、雇用や住居の確保のほか、多様な相談に専門機関が応じ、精神的・身体的被害の回復に取り組まれています。

このたびの神河町の条例制定は、被害者の事件発生後の経済的な負担軽減が図れるよう、一時的な生活資金の助成を行うことで、国、県とあわせ被害者を途切れることなく支援することを目的としています。傷害支援金10万円、遺族支援金30万円につきましては、現在制定済みの30市町の中の27市町が同額としています。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。議案書の1ページの第2条の2行目ですね、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の命または身体を害する罪に当たる行為ということで、日本国内は当然該当するのはわかるんですけども、国外の場合に船、飛行機の中しかだめですよというふうになります。例えば住民票を神河町に置いておられる方が海外旅行をして、旅行中に現地の陸上で強盗に遭われて、無念にもお亡くなりになられたと。こういうケースがあった場合は、被害ということになります。このあたりですね、国内であっても国外であっても、神河町民が犯罪被害に遭ったんだから、どちらのケースでも支給するのが普通じゃないかなと、単純な私の疑問です。いかがでしょう。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。吉岡議員の質問の答えをさせていただきます。

本条例の上位法になるんですけども、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律という、国のこういった制度がございまして、この法律の内容ですけども、先ほどもちょっとちらっと国の支援内容を言いましたけれども、重症病給付金、それから障害給付金、遺族給付金を支給をするための法律でございます。そして、この法律の第2条、定義のところにおきまして、この法律において犯罪被害とは、日本国内または日本国外における日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の

生命または身体を害する罪とございまして、町の条例につきましては、この上位法を引用しております、同様の内容としています。

その上位法を引用してるんですけども、国外を対象としない理由といたしまして、まず日本のこの法律につきましては、犯罪が行われた国にもよりますけれども、効力がない国があるということです。もう一つは、海外で犯罪に遭われても、被害届、当条例の必要書類の中の一つに被害届があるんですけども、その被害届を自治体として入手することが非常に困難であるという、そういったことから、国の法律におきましても、国外での犯罪は対象外になっております。

2点目の理由といたしましては、国では、この法律ではできませんけれども、グローバル化に適合するように、平成28年6月に国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律という、また違った法律を制定をいたしまして、国外での犯罪による遺族には弔慰金、それから障害を受けた方には見舞金を支給する制度を始めました。

町のこの条例なんですけれども、先ほども説明いたしましたように、国と県の支援が行き届かない部分を町の条例で支援をしていくという趣旨がございまして、町といたしましては、国外での犯罪被害者の方への支援につきましては、この国の別の法律のほうに委ねていこうということで考えております。

それからもう1点は、郡内3町で足並みそろえてこの犯罪被害者の条例を制定していこうということで今話をいたしまして、進めておるんですけども、この内容につきましては3町で一応協議をいたしました。その結果、上位法に準じてこの条例はつくっていこうということで申し合わせをいたしました。

以上の理由によりまして、町といたしましては、国外で犯罪が発生した場合は、国からの支援がありますので、そっちに委ねて、町のほうとしては対象としないという内容で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 丁寧な説明ありがとうございました。平成28年6月に国外の被害者に対する弔慰金制度ができたということで、わかったんですけども。ちなみに、ざくっとでいいんで、どれくらいの金額が弔慰金とか見舞金で出るんか、教えていただけますか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 先ほど説明をさせていただきました国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律によりまして該当をいたします被害者の方につきましては、弔慰金の額は1人当たり200万円でございます。それから、障害の見舞金の額は、1人当たり100万円でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。あくまでこの本条例の上位

法が国内限定ということになっておるので、日本国籍の船舶、それから日本国籍の飛行機内については国内とみなすという規定でこのようになってるといふふうに私は解釈するんですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 上位法も同じ内容なんですけれども、国外ではありますけれども、船の中、それから飛行機の中につきましては、日本国内とみなすということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。今、神河町は、安心・安全のまちづくり、これを重点にまちづくりを行われております。この条例については、私が今年の6月、一般質問をしております。1年6カ月たって、ようやくですが、条例を制定していただきまして、まことにありがとうございます。ただ、若干時間がたった割に、内容的には私が一般質問した1年半前と同じやと思います。この条例について神河町町民からの意見の提出とか、そういうことをされたことはありますか。まず1つ目、それをお聞きします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） まず、今年の6月の一般質問で栗原議員から、この犯罪被害者支援法の制定の御意見をいただきました。それ以降、本当に1年以上経過してはるんですけども、郡内の足並みをそろえていくというその調整で、やっと今になったということではあるんですけども。栗原議員おっしゃってますのは、この傷害支援金と、それから遺族支援金のこの分につきましては、どこの自治体も制定をされてるんですけども、それに付随して、いろんな施策を、各自治体の特色を持ったそういう施策と一緒にやると。例えば住居提供とか家賃補助とか就業支援とか、子育て支援等それぞれの市町でいろんな施策をされとるんですけども。

神河町といたしましては、都市部と比較すれば件数も若干少ないであろうということとか、それから対象者ごとに抱えていらっしゃる問題でありますとか環境も千差万別であろうということから、神河町では、被害者の事件発生直後の経済的な負担軽減が図れるよう、一時的な生活資金の助成を行うことで、国、県の制度とあわせ、被害者を途切れることなく支援することを目的としております。ですので、まず町といたしましては、給付金の支給によりまして、犯罪被害者支援の土台をつくりまして、制定後につきましては、取り組める支援につきまして、できたら町のカラーが出るような制度を肉づけを適宜行っていければというふうに考えております。

そして、その提案を受けましてからの期間において、住民の皆様からの意見の提出をされましたかという問いではございますけれども、住民の皆様からは、そういうアンケートとか、そういったことはしておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 加西市とか川西市は、こういう条例をつくるときに住民からの要望を入れて、それも検討してつくっているという現状があると思います。

次に、内容的なものです。この条文の中に、被害者とずっと入っとるんですが、上位法を見ても、全てこれはあくまで犯罪被害者として記入されているのが法律なんですけど、条例の場合は、単なる被害者でいいんですかね。その辺を教えてください。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。まず1点目の加西市等につきましては、住民の皆様からの要望を聞いて、条例等に反映されてるということでございます。当町といたしましても、先ほど説明させていただきましたとおり、今後につきまして、そういった形で、郡内も足並みをそろえておりますので、そういった意見を聴取しながら郡内で調整して、そういった肉づけ的なことも進めてまいりたいと思います。

それから、2点目の第2条4項、定義のところの被害者が上位法では犯罪被害者になってると。ですけれども、条例は被害者であるという、その差異は何でやということやと思うんですけれども、本当にちょっと上の傷害もそうなんですけれども、上位法とちょっと不一致なところが実際あります。この定義の仕方が不一致であることはそうなんですけれども、定義の仕方は違うんですが、意味合い的には全く同一の意味合いとなっておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 今、課長がおっしゃったとおり、その意味合いは全く一緒なんです。例えば傷害というのはどういうもんかというのと、けがをした、診断書をとった、これは傷害なんです。暴行というのは、診断書が出ない傷害なんです。1カ月以上の傷害というのは、これは重傷の扱いなんです。だから、本来は、ここに書いてあるとおり、1カ月以上の傷害であれば重傷病であって、上位法にも今回の条例にもかなうから、間違いではないんです。

ただ、条例をつくるときに、あくまでこの犯罪被害者に関することですよね。ほんなら、被害者というのは、ほかにもあるんですよね。例えば交通事故の被害に遭う場合、被害者ということも使います。労働災害の場合も、被害者というのを使います。だから、このたびの条例については、犯罪被害者のほうがベストじゃないかと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 栗原議員のおっしゃいますように、本当に被害者ではちょっと範囲が広くて、いろんな捉え方ができるということは、おっしゃいますとおり、でございます。そうしたこともあるんですけれども、うちは、この定義の仕方といたしましてこの4項のとおり、被害者とは、犯罪被害により傷害を受けた町民または不慮の

死を遂げた町民とするという、犯罪行為によりという文言を入れておりますので、栗原議員おっしゃられるように、意味合い的には一緒やと。そやけど、やっぱりもっとここははっきり書いたほうが良いという御意見でございますけれども、条例上はそういう定義をしてということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。先ほどから言われてます上位法の犯罪被害者等基本法ですとか、いわゆる犯罪被害者等給付金の支給法について、特にこの給付金の支給法についての窓口というのは警察だと思うんですね。そういう中で、先ほど課長の説明の中で、事件発生直後の迅速な支援というふうにおっしゃったんですけども、この新たに制定されようとする条例の中の第4条、傷害支援金等の支給の制限というところで3つの項目がございますけれども、この辺の判断に大変時間がかかるのではないかなと、かかる事案もあるのではないかなと思うんです。そういう意味で、国の給付金支給法については大変時間がかかっていくという状況ではないかなと思うんですが、この第7条の支給の制限をどのように迅速に対応されるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。今、澤田議員がおっしゃった第7条のことですね、傷害支援金等の支給制限のところ、支給できないケースにつきまして説明してあるんですけども、まず1つ目は、被害者と加害者との間の親族関係でございます。これにつきましては、申請書の中に被害届をまず被害者は警察に出していただくんですけども、被害届の内容も、こちら町としたら確認をしないままではなりません。それによりまして被害者、加害者等がはっきりするんですけども、それとあわせて、親族関係につきましても、戸籍等の書類の提出によりまして確認をすることになります。ですので、この2番の被害者が犯罪行為を誘発したときとあるんですけども、その辺もそうなんですけど、その点につきましては、町といたしましては被害届の中身を警察に確認をすることができますので、そこでできるだけ早く、時間を置かずに処理をしていけると考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 被害届につきましては、あくまで被害者当事者の思いをもって届け出ができるもんだと私は理解しております。その結果として、その届けを出す前の現状として、起こった事件について捜査をするのがいわゆる警察の役割だと理解してるんですが、その届け出だけで判断するというのは、私はいささかおかしいのではないかなと思うんです。この第2号にあります被害者にもその責めに帰すべき行為があったときという部分については、事件の本質が捜査によって解明されないとわからないという状況ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。こういう支給制限に該当するケースというのは、極めてまれなケースだと考えております。そうしたことができたときには、紛らわしい場合には警察のほうに確認をしていくということで対処をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） まれだと言われましたけども、全てのいろんな、先ほどの事故の100・ゼロではないんですけども、一方的にどちらかが悪い、一方的にどちらかが犯罪を起こしたという事件というのは、なかなか少ないのではないかなと。どちらかの発言によって始まったりとかというふうなこともあると思いますので、その辺のところは慎重にこの条例の運用をお願いしたいと思うんですけども。

そういう運用の中で、二次被害等も含めて、この条例の第10条から第14条あたりに、相談窓口体制の充実ですとか、啓発活動等々、これは二次被害等も含めたそういう相談窓口であったり、いわゆる傷害支援金等の申請に係る窓口であったりと思うんですけども、特にこの中で、専門の職員を置かれて、第13条では、特に専門職員を育成する研修を行っていくと。結構踏み込んで、こういう研修制度まで、スキルが高い職員を育てていくんだというふうな条例だと思うんですけども、具体的にこれどういうスキルを持った職員を育てていこうとされるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。現在、まだ当町といたしましては、この条例につきましては未制定ではあるんですけども、県のそういった研修でありますとか、郡の犯罪被害者のそういった協議会もございます。そういったところには以前から参加をしております。担当も住民生活課に担当者がおりますので、今後につきましては、そういった研修でありますとか、そういった申請が出てきたときに、スムーズに適正に処理ができるスキルを身につけていければというふうに考えております。

そして、この相談等につきましては、県の役割の中で、特に県警、どこの警察、福崎警察署でもどこでもいいんですけども、警察のほうでも相談を受けれるということと、それから県の外郭団体の公益社団法人ひょうご被害者支援センターという、そういう被害者支援のためのそういうセンターがございまして、そこが無料でどんな相談でも応じていただけるというふうに聞いておりますので、そういうふうな被害に遭った方につきましては、まずは役場、警察とか、その被害者支援センターのほうに行ってください。まずこういった制度ができましたということをやはり町民の皆様にお知らせすることが一番肝心やと思っております。

被害届を出せば、警察署のほうからも、こういう制度が自治体にありますということも紹介していただけるんですけども、やはりふだんからこういった制度が神河町にできたんですよということを町民の皆さんにわかっていただくということとあわせて、こ

ういった県警のほうでも、それからこの支援センターのほうでも、そういったことの相談も受けれますよということも周知してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。先ほどの澤田議員が質問された7条の支給制限なんですけども、第1号のように、このような状態にある、もしくは2号のように、行為があったということを証明するのは割合簡単だと思うんですけども、それがなかったということを証明するのは非常に難しい。それに手間がかかるんじゃないかという質問だと思うんです。ですので、できるだけ早く対応できるようにまたお願いしたいなというように思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。先ほどちょっと説明の中で、国の支給がおくれるということをやっと説明させていただいたと思います。何で国の支給がおくれるかといいましたら、やはりある程度捜査が進まなければ原因が何なのかとか、自分から誘発していないかとか、そういう内容がわかる捜査期間が必要であるということから、給付がおくれるとか、それから重傷病とか障害給付金につきましては、症状が固定しないといけないとか、障害が残るかわかるまでの期間が必要となり、支給が遅くなるとか、そういった事情によりまして国のほうの支給もおくれていくんですけれども、そういったことで、警察と連携をとりながら、町といたしましても、そういった情報も入手しながら、できるだけ早期に支払っていけるようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点目、簡単なことなんですけど、先ほど国外被害の場合の死亡弔慰金は200万と、見舞金については100万という数字を教えてくださいましたが、この犯罪被害のほうの法律ですね、これについては、それぞれ死亡の弔慰金、また傷病の見舞金の額を教えてくださいたいんです。まず1点目、それをお願いします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 国の給付金の金額でございますけれども、まず国には、先ほども申しましたように、重傷病給付金と障害給付金と遺族給付金の3つがございます。

まず、重傷病給付金につきましては、マックスが120万でございます。上限が120万円でございます。医療費の自己負担額と給与損害、その分での上限といたしまして120万となっております。

続きまして、障害給付金でございますけれども、身体上の障害でありますと1級から

14級まで等級があるんですが、一つのケースだけなんですけど、1級の方で、40歳であれば、8,800円掛ける2,160倍ということで1,900万円。そやから、何級かということと年齢によって金額は変わってくるということでございます。一つの例として今言いましたケースであれば、1,900万円でございます。

遺族給付金といたしましては、生計維持関係遺族数、それから年齢、収入等により計算をし、例えば40歳で生計維持関係遺族数が1人、それから収入につきましては、最低ランクの場合であれば7,800円掛ける1,530倍で1,190万円が出ることとなります。これも一つの例でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。今の数字を聞いた理由は、先ほど吉岡議員の話が出てました中で、海外旅行中については、この給付金の対象ではありませんよと。課長の答弁なんかでは、一方では、確かに国外ですので、国交いうんか、協定をしている国なんかの関係で事実がつかみにくいつかみやすいという分があると思うんですが、ところが、今の額を聞きますと、決して国外被害よりも今回出てます犯罪被害のほうが金額的に安いという状況になってると思うんです。そういう状況がありますので、関連で質問をするわけなんです。

一方、この条例そのものは、本来は犯罪被害に遭われた方の精神的な被害を軽減するものですから、支援金の額云々で議論すべきではないかもしれないんですけど、国の中で、同じような国内、国外という部分の中で考えてる分であれば、この際、一切神河町も条例の中で両方考えるべきじゃないかというように思ってる中で発言をさせてもらいたいと思うんです。というのは、例えば外国船籍が日本の港に寄って、その中で犯罪被害が発生した場合、多分この条例の理解では、私は該当するんじゃないかなという思いがあるんですね。

ところが、一方、企業とかが団体旅行で外国に行って被害に遭われた。この被害の対象には合いませんよという、何か物すごく矛盾したような状況が出てくるので、早速というわけにはいかんですけど、やはりこの条例の中で、もしくは別の条例でもいいんですけど、国外で被害に遭われた方の分の支援措置というのは当然設けていくべきやと思うんですが、その辺の考え方があるかないかということです。

例えば外国によっては証明書をとるのが非常に難しいという部分があるんですけど、しかしながら、団体で行ってる分については、証明を出さなくても現認者がたくさんおれば、そういう部分で認めますよという部分です。国が認めなかったけど、神河町が認めましたという分の結果になるかもしれないんですけど、そういう部分の中では、本来の神河町全体の条例としては、そういう考え方もいいのではないかというのが1点目の考え方なので、その辺の今後の取り組みについての考え方を1点お尋ねしたい。

あと、この4ページの附則の分ですね、この条例の施行日は、公布の日から施行するというような書き方をしておりますので、きょう可決がされれば、きょうから施行がで

きるという形なんですけど、いつから施行するとかいうような考え方あるかないか、その辺のこの2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。三谷議員から、いろいろ御意見いただきました。現状といたしましては、国外で犯罪被害に遭った方につきましては、別の法律になりますけども、国の支援があります。ですので、町といたしましては、その行き届かない部分というところでのこの条例でございますので、今後、県下他市町とか、そういったところもまた調査をしたり、いろいろ情報交換をしたりして入手をしていきまして、またそういった点も考慮しながら、まだこの修正がありますけども、対応してまいりたいと思います。

それから、公布日から施行としておりますので、本日もし通過すれば、きょうからの施行ということで考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。もう一つ、今の答弁、しっくりいかんところがあったんですけど、国内で被害に遭われても外国で被害に遭われても、国の支援措置はあるわけですね。ですので、国は大きいですから、それぞれ全国民の実態とか、いろんなどころの条件ある人、なかなか把握しにくい部分はあるんですけど、神河町については、その部分は容易にできるんじゃないかという部分の中で、同じ国には二通りの支援があると。神河町については、1つの、国内での犯罪被害だけを対象にします。国外での犯罪被害はしてませんというのは、やはり住民にとって物すごく矛盾を感じる部分ですので、少し今後検討しますという話があったんですけど、当然これは検討すべきだと思うんですけど、その辺について、3回目の質疑ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 国外を対象外とする大きな理由は、被害届等の入手が難しいということがございますので、そういった点、本当にうちが事実確認をどういった形で、入手がどのぐらい可能なのかといったようなことも調査しまして、今後の検討とさせていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 廣納です。ルール的に伺いをしたい。船内、機内、飛行機の中、船の中でも適用ということなんですけれども、いわゆる領海をまたいで公海、公の空等々は要するにだめですし、最初の機内、船内で聞いたら、向こうの目的地に着いて飛行機を出るまで、船からおりるまでというような印象を持たれるので、もう一度範囲をきっちり皆さんに、テレビを見ておられますので、説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。本当にこの上位法、それからこの条例のとおりでございます。領海は関係なくて、日本船舶もしくは日本航空機内であれば、国外で起きた、領地的にも外国の中で起きた事件であっても対象内であるというふうに考えてます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） ですから、要するに到着した、おりた、その飛行機、船なりから一步でも外へ出たらだめですかと。というのが、犯罪を認定するのは、極端な話その国の法律、法律があるんで、飛行機やったら公海線上やったら、その権限を持つような、そういう話もあるんで、そこが曖昧になってはいかんで、飛行機内に極端な話、そこでハイジャックされて、出てないけれども、そのまま乗り続けて世界どこでも行くと、そのときには犯罪被害に遭うとるわけですけども、そのおろされた国の法律等々によっては違う結果が、けがもしてないですけども、いわゆるすごい緊張なり恐怖等を受けとるわけですから、心身的に大分弱と思うんですけども、その解釈は、飛行機のドアが開いて、そこから先というぐらいの要するにわかりやすい方法で言うと、それでよろしいかということです。相手の国へ足が着くのか、ドアをあけて、そこから出て、タラップからおりるのか。そこは要するに周りのあれで、そこでおり際にすりにも遭ってひっくり返って、そのまま外へ出られて、けがしてというのは延長線やわね。だから、どこまでやということをやはり線引きは必要やと思うんですけど、明確な回答ができなかったら、また私は聞きに行きますけど、相手の国に行っても、機内、船舶はオーケーということやね。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） もう本当にちょっとそこの細かい部分、扉をあけて出て、この階段上で起きたらどうやとか、そこまではちょっと私も調べてないんですけども、この上位法とこの条例の文言でいけば、機内と書いてありますので、そういうことだと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（1番 廣納 良幸君） 犯罪者を連行するときに、大概飛行機ですわね。それで、両脇抱えて飛行機に乗せて、日本領空内に入ってから、ようテレビで見る、逮捕してますね、日本の法律を適用するために。だから、そういう要するにそこその法律が違っても、若干機内ならば相手国でもええし、公海上でもええしというような解釈でええということでもよろしいですけどね。それは一番ありがたいですけどね。何もここから先は出ませんよん違うから、そこまでは船内も機内も一緒ですよ、乗ってる間は全部見ますよということやから、それは余計我々は逆に言うたら、それも見てくださいよいうて言いたいほうやけど、最初に機内、船内は全てオーケーやからええんですけどね。後でもめないかと。出ますよ言うたって、いや、やっぱり法律が違うから、それは何やかんや解釈によって、向こうの裁判を受けなあかんとかいうて言い出したら、傷害は受けとる

んやけど、いや、そちらの極端に言や日本人の方が悪いんですよというふうな結果になってしもうてね。ただ、捕まったら、国によっては軽微なやつでも、麻薬なんかは、よそに行ったら死刑やからね。そういう意味での、極端な話をしよるんですよ、これは。極端な話やけども、ええことやから、それを押し通してほしいんやけども、よそから来た要するに、極端に言うたら、法律、弁護のあり方によっては違うとならんように、それは研究してください。以上です。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 当条例につきましては上位法に準じてますので、また県でありますとか県警でありますとか国のほうに、そういった詳細部分につきましても確認をさせていただいて、運用してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第8 第106号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第106号議案、神河町森林環境譲与税基金条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町森林環境譲与税基金条例制定の件でございます。

制定の理由は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の命を守ることにつながります。

このような現状の中、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、新たな森林管理システムの創設を踏まえ、我が国の森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。

本議案は、同法の施行に伴い、神河町が実施する適切な間伐による森林の整備、担い手となる人材の確保育成、木材利用の促進等、林業振興に要する経費の財源とするため、神河町森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。第106号議案の詳細説明をさせていただきます。

まずは、第1条の設置の目的でございますが、先ほどの町長の説明の中であった間伐による森林の整備、林業の担い手となる人材の確保育成、木材利用の促進及び普及啓発、その他の林業振興に要する財源に充てるためということでございます。

次に、第4条、運用益金の処理の中の基金を原資とする事業によって発生する収益については、森林経営管理制度により、林業経営に適さない森林をこの譲与税を財源として搬出間伐を行った場合の収入について、譲与税の基金に積み立てることが適切ということを示されております。

次に、参考資料をごらんをいただきたいと思います。森林環境譲与税の額については、今年度から3年までは年1,900万円、この後、段階的にふえ、令和16年からは6,300万円と示されています。

次に、用途については、それぞれの事業の中の既存の事業への充当はできないということで、新規または拡充した部分の充当が求められているものでございます。

次に、基金の設置については、法令に定められた用途どおりに確実に執行するとともに、実績をわかりやすく公表できるようにするため、町において基金を設置し、事業の執行と財源の管理を行うために設置をいたします。

次に、具体的に神河町での用途は、神河町森林整備事業補助金交付要綱を改正をいたしました。主な改正内容は、拡充分として、間伐に対する補助要件の追加、補助率、対象森林の林齢の引き上げでございます。

次に、新規の分としましては、水源涵養、土地災害防止機能の増進を図るための施業を推進すべき森林での間伐と、次のページでございますが、地理的条件が不利な森林での間伐を新設いたしました。要件、補助率等は記載のとおりでございます。

施行日については、平成31年4月1日から適用をいたします。

次に、当面の神河町での使途については、長期総合計画の間伐目標面積である年間300ヘクタールを達成するための財源とします。山林、地籍調査終了箇所から地域の森林所有者の意向調査も始める予定でございます。

また、兵庫県が導入する森林クラウドの使用費用、地籍調査と森林簿等との整合を図り林地台帳を整備する費用と考えております。

最後に、その他でございますが、森林組合や個人事業主等、人材育成、木材利用の推進については今後の検討課題であります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。先ほど多田課長のほうから使途についての説明を受けたんですが、もう少し確認だけをお願いをしておきたいんです。というのは、使途については、参考資料の1ページの3番目には結構広い範囲の使途が書いてありますので、この分ですと解釈をすれば、予算上の林業振興費は全て、既存のものは除くとしても、ここに上げられるものは全て充当できるのかなというような読み方もできますし、しかし、それ以降の分については、当面の使い道等も含めてしますと、どちらかというの間伐中心の考え方なんですよという分なんですけど、その辺の分ですね。今後たくさん入ってくる中で、16年度以降は年間6,300万円ほどの譲与税が見込まれるという中で、これは有効に使っていく部分ですので、やっぱり使い道というか、使い方も明らかにしておく必要がありますので、現段階きちっとした使途の説明を再度お願いしたいんです。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。使途につきましては、先ほど申し上げましたとおり、特に長期総合計画に上げてます300ヘクタールという目標がございます。それに向かってというようなところがありますので、間伐を中心とした形になろうかなというふうには思っております。

それから、先ほど地籍調査終了後から、それぞれの森林所有者の意向調査というようなことを申しましたけど、その意向調査の中で町に委託ということの意思表示がありますと、また町が管理を委託されるということになりますので、そういった中で、条件が悪いようなところもあろうかと思いますが、そういったところの森林整備、間伐等にこの譲与税の使途ということで使用していきたいというふうには考えております。特に今のところ間伐というのをメインで考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。三谷議員に少し関連してなんですが、この参考資料の3番目の使途の部分で、既存事業への充当は不可という言葉があるんですけども、この既存事業というのは、令和元年度段階での既存事業というふうに理解すればいいのでしょうか。後年度も、それぞれの年度において新たにその制度について、それぞれ拡充を行う必要があるのか、現段階からの拡充ということで考えればいいのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。現段階というか、これまで神河町森林整備の補助事業の交付要綱があったと思うんですが、それについて拡充する部分ということで、例えば①番の間伐に対する補助要件のうちの今現在2分の1が町の補助ということになるんですが、その残りの2分の1についてこの譲与税を活用するというようなことでございます。ですから、今後、新しい事業というようなことが出てきますと、この譲与税を100%充当できるものと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

これより第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第9 第107号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第107号議案、神河町部落差別の解消の推進に関

する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町部落差別の解消の推進に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、神河町は、平成30年3月に「人権尊重のまち」宣言を行いました。

この宣言は、全ての地域住民が人間らしく、心豊かに暮らすための基本であるという認識のもと、身近な生活課題への取り組みを通して、私たちの暮らしの中に人権が文化として根つき、心豊かな生き方につながることを目指しております。

この宣言と部落差別の解消の推進に関する法律をもとに、私たちは、全ての人が幸せになるために、ここに神河町部落差別の解消の推進に関する条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長、済みません。平成20年3月を30年と言われましたので、ちょっと訂正してください。

○町長（山名 宗悟君） 済みません。もとい。先ほど制定の理由というところで、神河町は、平成20年3月に「人権尊重のまち」宣言を行いました。これが正しいので、訂正をお願いします。

○議長（安部 重助君） それでは、詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細について御説明を申し上げます。

冒頭の町長提案にもありましたとおり、神河町は、平成20年3月に「人権尊重のまち」宣言を行いました。私たちは、日本国憲法及び世界人権宣言のもとに、全ての人々の人権を守り、明るく住みよい共生社会の実現を目指し、ここに神河町を「人権尊重のまち」とすることを宣言し、次のことを実践していくことといたしました。

一つ、自分の命、そして全ての人の命を大切にします。一つ、ふるさとや家族を愛し、相手のことを考えて行動します。一つ、部落差別を初め、あらゆる人権にかかわる差別の解消に向け、不断の努力をします。この宣言が私たち神河町における、あらゆる人権課題に対する取り組みの基本となっています。

理念法と言われる国の法律ですが、その基本理念の中に、あえて神河町人権尊重のまちの精神を前文で明記することにより、私たちの取り組みの原点である「全ての人が幸せになるために」との強い思いを込め、その活動の母体ともなっている神河町人権文化

推進協議会などとの連携についても明記をいたしました。

第1条では目的、第2条では基本理念、第3条では町の責務、第4条では住民の役割、第5条では相談体制の充実、第6条では教育及び啓発、第7条では部落差別の実態にかかわる調査、以上、前文と7条から成る部落差別の解消と全ての人が幸せになるための条例として制定を行うものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。私は法律に関しての全くの素人ではございますけども、一般的に法令の各条文を解釈するに当たって、通常第1条に明記されている目的に沿ってといいますか、当該法令の制定目的に立ち返って、各条文を解釈するのが本来であろうというふうに思いますので、非常に重要な第1条というのは文言になってこようかと思えます。

そこで、この条文の字句の訂正の意思があるかどうかの確認、総務課長に確認をさせていただきたいというふうに思います。今も申しましたように、第1条の記載としましては、あることに関して何々をすることによって、これこれの目的を達成するという文言になるのが普通であろうというふうに思います。上位法になぞって作成しようという意思は十分理解できますし、地方公共団体という表示を町、それから国民という文言を住民という文言に置きかえてこの条例を制定されようとしているということは十分に理解できます。

ただ、第1条の最後のところで、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」、これが目的と書いてあります。さらにまた、「目的とし」の後に、「全ての人が幸せになるために」という、また目的が別々に書いてあると。目的という言葉で一旦くくったにもかかわらず、また全ての人が幸せになるためにという文言が重複してるといような形になっておりますので、この表現を「もって部落差別のない社会を実現するとともに、全ての人が幸せになることを目的とし、制定」という文言に変えたほうが条文としてはふさわしいというふうに考えますので、その改定の意思があるかないか、取り下げて再提出されるつもりは一切ないのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの藤原日順議員の御指摘でございます。考え方につきましては、一定理解をいたします。ただ、このたびのこの部落差別解消推進条例につきまして、第1条から第7条までの基本につきましては、国の法律と同様につくり込みを行いました。その中で、神河町の取り組みですね、基本となるのが神河町「人権尊重のまち」宣言で、この宣言につきまして、これまでの取り

組み経過も踏まえて、あえて前文の中にこの「人権尊重のまち」宣言における取り組みということ明記をさせていただきました。

そして、この町人協の総会の中でも確認をされておりますけれども、全ての方が幸せになるためにということを確認をいたしまして、前文を明記をさせていただいたところでございます。そして、内容につきましても、こちらは総会の中で構成員から御意見もいただきましたし、その中で、行政、関係部局で協議も行いました。そして、町人協の役員会でもって内容確認、検討も行わせていただき、そしてまた、さらに人権文化の特別委員会等の開催もしていただき、御説明もさせていただいております。

結論から申し上げますと、議員御指摘の部分につきまして、表現がいずれが正しいかということよりも、一番大切なのは、国が定めた法律の理念をしっかりと踏まえた上で、神河町は、全ての方が幸せになるために、この条例を制定をするというところを強く意思表示をしたものでございますので、この内容どおりで提案をさせていただくというところで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。私は、理念がどうこうということ申し上げてるのではなくて、だから前文の云々かんぬんとかいうことは一切申し上げてないわけです。第1条の最後のところの文言をこのように訂正したほうが、より条例の条文としてふさわしいのではないかと申し上げただけでございますので、その辺は誤解のないようお願いしたいというように思います。ですから、もしどうしてもこのまま上程を続けるということであれば、討論に入る前、つまり質疑が打ち切られるときに修正動議を提出したいというように思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御提案の趣旨、しっかりと受けとめさせていただきますけれども、私どもといたしましても、関係機関で協議をさせていただいて、そして責任を持って提出をしているというところでございます。

それから、御質問の趣旨にしっかりと沿えているかどうかはわかりませんが、本当に国の理念法であるがゆえに、神河町として、この理念法に基づく条例制定をしたという、そういう思いで、このたび提案をさせていただいております。

そして、それに加えて神河町独自の取り組み、これまでの取り組んできた取り組みの方針、そして成果といったようなものも、それぞれの心の中にあると思いますけれども、そういったことも含めて、前文の中で強調させていただいているというところでございますので、この提案内容については、現時点では修正を考えるというところでは全くもって思っていないというところで御理解をいただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。これも1点確認というんですか、教えていただきたいと思います。

今先ほど来から出てますように、神河町の人権尊重のまち宣言の中では、一つの実践項目として、差別の解消に向けて不断の努力をしますという条文が入ってます。このたびつくられました部落差別解消推進法ですね、この分についても、今までも言葉が出てますように、理念法という分の中で始まっております。その中には、やはりそれぞれの自治体の責務として、この法律に基づいた条例をつくって、それぞれの自治体というか、町が責任を持って、この解消に向けての行動を起こしていくというのがこの条例の目的だと思うんです。ですので、具体的に条例の中身で言いますと、町の責務が3条に書いてありまして、それで、5条、6条、7条については、一つの具体的な策として相談体制の充実、それから教育及び啓発、それから7条では、部落差別の実態に係る調査ということが書いてあります。ですので、先ほど国の法律は理念法ですけど、条例につきましては、具体的なものを実行していかなければならないということなんです。

既に神河町については、先進的な分の中で人文協等を通じて、解消に向けての努力はされていますけどね。条例をつくった限りは、これ以上のことをさらに強化をしていくような取り組みをしていかなければならないと思いますので、この条例の制定に当たりまして、それぞれ相談体制をどのように考えておられるか。それから、教育・啓発、いろんな集落回りの人権教育もされていますけどね、それ以上にどのようなことを今後強化とか充実させていこうということを考えておられますか。

それから、実態調査につきましては、国の調査に協力しますが、反面、意識調査については町独自で行われるような考え方をされてるんじゃないかと思いますので、以上、具体的な取り組みで、今後どのような強化というんですか、充実をさせていくかという考え方が、現時点でどのようなものを持っておられるかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず、相談体制でございます。相談体制につきましては、第5条のところに記載がございますが、神河町人権文化推進協議会などとの連携を深めるということで記載をいたしました。これまでの取り組みにつきましては、町の人権文化推進協議会を中心とした計画の中で、それぞれ行政、そしてまた地域、社会団体も含めて取り組みを進めていただいております。

そして、これらの継続を図っていく、そしてさらに強化をしていくという視点が一つございます。教育・啓発の部分についても、これまでの取り組みをしっかりと継続をしながら、さらに相談体制という中に、これはあってはならないことなんですけど、仮に差別事象が発生をしたときには、しっかりとこの町人権文化推進協議会の取り組みから、さらに必要があれば、また別途専門機関を設置をしながら、解消に向けた取り組みも推

進をしていくというところでございます。

この実態調査につきましては、国が恐らく5年ごとに実施をするということで、それらの考え方にのっとってという考え方を1点持っておりますのと、神河町につきましても、先般、第2次神河町長期総合計画の御承認もいただきました。その中で、誰もが人として尊重されるまちということで、人権の分野で掲げております。その中でも、当然この調査ですね、長期総合計画の中でも目標がしっかりと推進をされてるかどうかというような点検というものは行ってまいりますので、その中でも対応を行ってまいりますというところでございます。

もし教育委員会のほうから補足等がございましたら、またお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 入江でございます。御質問につきましては、まず相談体制につきましては、今、総務課長のほうからありましたとおりでございますが、個々の個別の相談といたしますか、そういうことに関しましては、今も教育課内に指導員を配置して、それも相談を受ける形もっております。それをあと人権文化推進協議会のほうへ通して、全体として考えていくということは従来どおりでございますが、その辺につきましては、さらに連携を深めてやっていく必要があるかなと思います。

それから、教育につきましては、今、人権教育は、この条例ができたからということではなくて、ずっと普遍的にやってきております。学校教育、それから社会教育、地区別人権教室もさせていただいておりますが、その中でも、特に今回部落差別解消推進法が条例化されましたら、この人権宣言の中にも同和問題を初めとしてという文言がございますが、そのあたりにも焦点を当てながら、取り組みを今ずっとしているものをさらに分厚くしていくということは考えておりますが、教育自体は非常に重要なものとして推進しておりますので、これを継続していきたいというふうに思っております。

もう1点、調査につきましては、総務課長が申されたとおり、5年ごとにやっております調査を継続するとともに、今申し上げましたように、地区別人権教室の中でやっぱりいろんな御意見をいただいておりますし、終わった後でも、こんなことで個別の相談みたいなこともあるようですので、その辺を大切にしていきながら進めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。三谷議員の質問とちょっとかぶるんですが、第5条の部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実、これの回答は、総務課長は、神河町人権文化推進協議会との連携を保つ、教育長のほうは、教育課内に相談員を設ける、そのほかに具体的に何かありますか。教えてもらえますか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 相談体制ということにつきましては、基本的には教育委員会、そしてまた行政部会の窓口でもあります総務課というところで、いつでも、どういった事象であっても申し出ていただいたら即対応できるという、そういう組織体制が町人権文化推進協議会の中では確認をされています。当然役員会というのがございますので、その役員会の中から出発をしていくというところがございます。

あわせてですけれども、この取り組みといいますのは、既に皆さんが日ごろから実践をしていただいていることでもあります。町長提案の中にもありましたけれども、暮らしの中に人権が文化として根づきということを申し上げております。私たちがふだん生活をしている中で、さまざまな事象に出会います。部落差別に関すること、そしてまた、男女差別であったり、障害者差別であったりとか、さまざまなことに出会うわけでございます。そういったときに、私たちがどういった対応、どういう実践をしているのかというところが一番重要でありまして、これまでの取り組みの上に立ってさらに私たちは実践を積み重ねるといって、そういうところの意思表示を含めて提案をさせていただいておるといって御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 栗原です。私が言いたいのは、例えば、役場のほうではここが窓口で受けますよって言うてるんですが、住民の方に知らせんことには相談できませんよね。それと、相談というのはやっぱり大事なことで、当然保秘も必要となると思うんで、その辺のこともあわせて広報の重要性が必要じゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。御意見ありがとうございます。啓発の部分については、また役員会等でしっかりと対応も検討したいと思いますが、先ほど言っていたいただきましたように、まずはこの条例が承認をしていただきましたら、この内容をしっかりとお知らせをして、そしてあわせて相談窓口等につきましても、教育課、そして総務課を中心に人権文化推進協議会が基本的な窓口という形になって、御安心くださいというところでの啓発は進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。午前中の犯罪被害者の条例のときに、3町足並みそろえていうことで、犯罪被害者支援の条例は後々市川も福崎もあるとは思いますが、この部落差別の解消の推進に関する条例制定については神河町だけというふうに委員会等でもお聞きしとんですが、なぜほかの2町はしないのか、話せる範囲で結構です、お願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。一昨年の秋ぐらいにこの条例制定に向けた意見が郡内で出されたというふうに認識をしています。それから教育委員会を中心に郡内での統一した動きで制定をということで取り組みが進められたというふうに聞いております。しかしながら、実態としては、それぞれ町の取り組みは微妙に、考え方も含めてですけれども、違います。最終目標は差別の解消というところは一緒であっても、その取り組み方ってというのは、この人権の問題にかかわらずさまざまな施策において各自治体それぞれ特色のある取り組みを進められております。そういう状況の中で各町の思いといったようなものをこの場で私どもが余り代弁をするということはいかがなものなのかなというふうに思いますので、もうそれ以上は申し上げませんが、それぞれの町の取り組みの過程の中で、最終的には、神河町はちょうどいい時期にこれまでの人権尊重のまち宣言というものを改めて町民の皆様にしかりとお示ししながら、そして部落差別の解消にしかりと取り組んでいくという、そういういいタイミングが重なったというところでこの時期に提案をさせていただいたというところでございますので、私のほうからは以上の程度で御説明とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。質疑ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。（発言する者あり）

訂正をさせていただきます。先ほど藤原日順議員のほうから修正案云々という話が出ておりました。これについての確認をとれておりませんでしたので、先ほどの質疑の終結を撤回させていただきます。（発言する者あり）

質疑は終結しました。

それでは、藤原日順議員、修正案の提出はいかがなされますか。

○議員（11番 藤原 日順君） 事務局のほうへ、この地方自治法の115条の3、12分の1以上の者の発議ということと、それからあと、規則のほうでも文書によって提出しなければならないという規定がございますので、その分を事務局のほうへ提出しておりますので、そちらの配付をお願いいたしたいというように思います。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時28分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま第107号に対して藤原日順議員からお手元に配付いたしましたとおり、修正の動議、修正案が提出されました。したがって、これを原案とあわせて議題とい

たします。

修正案について提出者の説明を求めます。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。お手元の資料でございますけども、107号議案、神河町部落差別の解消の促進に関する条例制定の件における条文の修正動議を提出いたします。

その動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定によりまして修正案を添えて提出するわけでございますけども、2枚目のほうをごらんいただきたいと思いますけども、条文修正案として、第107号議案、神河町部落差別の解消の促進に関する条例の一部を次のように修正する。第1条中「もって部落差別のない社会を実現することを目的とし、全ての人々が幸せになるために制定」、以上の文言を「もって部落差別のない社会を実現するとともに、全ての人々が幸せになることを目的として制定」に改めるという内容でございます。

その内容につきまして御説明を申し上げます。

兵庫県下では、たつの市、加東市、皆さんも御存じだと思いますけども、そちらのほうで条例が制定されております。ですから制定した事実というのと、それからその条文が非常に県下でも注目されるであろうというように思います。何を織り込んでいるかについても、ほかの町から見ていろいろ意見が交わされるんじゃないかというように思います。

最初に申しましたとおり、この前文について及び第1章を除く各条文について全く異論はございません。第1条の文言についてでございます。一番最初の質疑の段階で申し上げましたその内容をもう一度繰り返すこととなりますけども、法律の構造といえますか、記述については第1条がその法律の要約文、目的規定となっておることが通常でございます。どういう対象に対してどういう手段を使ってどういう目的を達成する、あるいは究極の目的はこうであるという記述内容になってこようかと思えます。

本条例においては、部落差別の解消に関して、これが対象、それから手段として、基本理念を定め、町の責務を明らかにして住民の役割等について定めることによって部落差別の解消を促進し、というのが手段になってこようかと思えます。目的として、部落差別のない社会を実現することを目指すということなんですが、これだけでなく、後にも出てますように、全ての人々が幸せになるという目的もございまして。ですから目的は、部落差別のない社会を実現することと全ての人々が幸せになる、この2つが目的になってこようかと思えます。ところが、この条文、原案のほうでは、目的として「部落差別のない社会を実現することを目的とし」と一旦くくってしまって、さらに、それに続いて「全ての人々が幸せになるために」という目的が2回繰り返されるということでございますので、これをくくって先ほど申し上げました「もって部落差別のない社会を実現するとともに、全ての人々が幸せになることを目的として」というようにくくったほう

がいいんではないかというように思うわけです。

例えば法令のほうの一つの例を申し上げますと、行政不服審査法の1条のほうでやっぱり目的となっていて、行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度を定めることにより、その前に、「公権力の行使に当たる行為に関し」という対象があって、手段として、「国民が簡易迅速かつ公平な手続のもとで広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度を定めることにより」というのが手段、それから目的が、「国民の権利利益の救済を図るとともに」、これが1つの目的、もう一つが「行政の適正な運営を確保することを目的とする」という条文になっております。

ですから法令の場合の一般記述方法として、目的については、結ぶときは何々するとともに何々することを目的とするという表現をとるのが一般的でありますし、解釈する上でも、一旦目的として、後で目的は一つなんだということではなくて、何々するとともに何々することを目的とするというように書いたほうが、より条文としてはふさわしいのではないかというように思います。

それと、11月20日の人権文化推進特別委員会の中で説明があったように聞いております。ところが、資料の事前配付なしに当日配付であったこと、それから簡単な説明があったのみだということで聞いておりますので、今の私が説明しました趣旨を御理解賜って、よりふさわしい条文として御賛同いただきたい、もちろん人権文化の特別委員会の委員さんだけでなく、残りの広報の委員さんのほうにも今の趣旨を御理解いただいて、兵庫県下でも注目を浴びてるということを踏まえた上でぜひ御賛同を賜りたいというように思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 修正案の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。今の藤原日順議員さんの提案の理由、十分理解をしたんですが、私は、先ほど言いましたように、今回の条例は確かに国の推進法を受けてしますという話の中で、あえてこの「全ての人が幸せになる」ということを入れたという分です。この言葉を挿入する分につきましては、一つの過程というんですか、事実があって、これは人文協のときの会長の言葉をそのまま引用されたので、私はこの言葉について非常に感銘しておりますので、あえて入れていただいたのは正解かなと思います。

その中で、条例ですから100人の人が見て100人が同じような理解をするというのが大事やという部分はあるんですが、この部分も見方によっては、1つは、差別のない社会を実現することを目的として、その結果として全ての人が幸せになることがさらなる目標というんですか、目指すという分の解釈をすれば、私は何らこの条文がおかしくないというんですか、逆に言ったら、ほかの市町に対して神河町については、国の推進法だけじゃなく、さらに深い部分の中で、まさに住民、人文協になりますが、そ

う方も含めた中でこの条例が制定できたと。そのことによってさらにいろんな差別解消に向けた具体的な取り組みができるという分の中で、私自身はこの条文については、確かに条文的には、法制的にはしっくりいかんものじゃないかとは思いますが、ある面では町の独自性があるいいものじゃないかと思うんですが、その辺の考え方についてはどうでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 提出者。

○議員（11番 藤原 日順君） 藤原でございます。今の三谷議員さんがおっしゃった趣旨、十分よくわかります。ですから原文というか、上位法、平成28年の法律第109号、部落差別の解消の推進に関する法律のほうの表現が「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」ということで結んであって、その後目的とし「全ての人々が幸せになるために」という文言を挿入したという趣旨はよくわかるんですけども、文言として、何々を目的としてということの後に、また何々のためにという目的が出てくるというのはやっぱり条文としてはふさわしくないのではないかと。よりふさわしくするためには、原文である部落差別のない社会を実現することと、並びにというか、実現するとともに全ての人々が幸せになることを目的として制定するとしたほうが文言としてはふさわしいというように考えるので、このように提出をさせていただきました。よろしゅうございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今お話を聞いてよくわかったんですけども、この「実現することを目的とし」の後に「全ての人々が幸せになる」の原文と、修正案の「実現するとともに、全ての人々が幸せになること」を一緒にひっつけてあると、その違いですね、原文の表現と修正案の表現との違いがそこにあると思うんですけども、私たちの捉え方としては、どちらのほうが、何を重きを置いているのかというところのバランスですね、それが2つの表現の差になってくるかなと思うんですけども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議員（11番 藤原 日順君） お答えいたします。

先ほど三谷議員さんもおっしゃったように、部落差別のない社会を実現する、これが所期の目的というか、まず目的があって、全ての人々が幸せになるというのが究極の目的になってこようかと思えます。ただ、目的として、社会を実現することと、それから全ての人々が幸せになってほしいという、だからこの2つの大きな目標、究極の目標としては全ての人々の幸せということになるんですけども、目的としては2つあるわけですからその分を並列するために「及び」とか「かつ」とかいう言葉を使わずに「するとともに」で順序を「実現するとともに」、それから「全ての人々が幸せになる」ということで、より重きを最後の「全ての人々が幸せになる」というところに置くために、後にあえて目的に近いところに置いとるわけですが、今、私が出した修正案については。

ですから目的としては、繰り返しますけども、部落差別のない社会を実現する、これがまず目的で、ひいては全ての人が幸せになることを目的として制定しますよという文言をしたらどうかということをお願いしたわけですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 私は、藤原日順議員の意見に賛成します。理由は、上位法と条例との関係いうのもあるんですが、町独自の条例であるので、やっぱりみんなが納得する、今さっき言われたように、こういう目的というのを一つにまとめたほうが見やすいと思います。それで賛成です。

○議長（安部 重助君） ちょっと討論になってますんで。

○議員（11番 藤原 日順君） 私もそのように思いますので、ぜひ御理解を賜りたいというように思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ここで質疑を終結します。

これより、第107号議案並びに修正案について討論に入ります。

まず、原案賛成者の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、原案及び修正案に反対者の討論を求めます。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、修正案賛成者の討論を求めます。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。私は、藤原日順議員の意見に賛成です。

理由は、先ほどちょっと早とちりして言いました。上位法はあくまで上位法であって、町独自の条例、これは別物やと思います。町が運営しやすいようにするほうがいいと思うんで、藤原日順議員が言われたように、目的を先に並べてするほうがわかりやすい、そういう理由で藤原日順議員に賛成です。以上です。

○議長（安部 重助君） 次に、原案賛成者の方の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 原案及び修正案反対者の討論を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、修正案賛成者の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第107号議案を採決します。

採決は、まず藤原日順議員から提出された修正案から行います。本修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

それでは、次に、原案について採決いたします。原案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第107号議案の原案は、可決されました。

日程第10 第108号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第108号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して3カ月を経過した日から施行されます。

この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、いわゆる欠格条項等を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別の、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと……。

○議長（安部 重助君） ちょっと私語を慎んでください。

○町長（山名 宗悟君） 適正化するものでございます。

この法律の施行を受け、当町の条例においても、上位法の改正に伴う条ずれや欠格条

項等の削除等、法の趣旨にのっとり改正を行い、また、印鑑条例につきましては、一部分言の整理を行うものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論の方ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論はないようでございます。討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第109号議案、神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定の件でございます。

神河町山村留学事業については、今後の事業のあり方について神河町山村留学推進委員会等で協議を重ねてまいりましたが、長期山村留学生の通学校としております越知谷小学校が学校統合により令和2年3月末をもって閉校することを受けまして、今年度末をもって長期、短期ともに山村留学事業を廃止したいと考えております。これに伴い、神河やまびこ学園を閉園することとなり、山村留学の拠点施設であります神河町地域交流センターの設置条例を令和2年4月1日施行で廃止するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 教育課の高橋でございます。それでは、第109号議案の詳細説明を行います。

山村留学事業につきましては、越知谷地域の過疎により少子化、高齢化が進む中で、地域の活性化について議論され始め、小規模校である越知谷第二小学校の急激な児童減少を踏まえて旧神崎町で平成3年度から里親制度を取り入れた形で開始されました。そして平成17年度に越知谷第二小学校が越知谷小学校として統合されたときに山村留学事業も引き継がれて、その後、旧越知谷第二小学校を地域交流センターへ改築し、現在に至っています。

地域交流センター事業では、神河町の自然、文化を教材とした活動に都市部から児童を受け入れ、センターと里親混合方式により地域の活性化を図りながら健全な青少年を育成することを目的とし、地域間の交流と地域の活性化を図ってきました。しかし、統合した越知谷小学校でも児童数の減少が見込まれることにより、令和2年4月に神崎小学校との統合が決定いたしました。これにより、山村留學生が通学する拠点校である越知谷小学校自体がなくなるとともに、町の中心部にある中規模校である神崎小学校での山村留学の実施は事業の当初の目的に合致しない状況となり、越知谷小学校の閉校と同時に地域交流センター事業を廃止せざるを得ません。

地元や業務委託しております育てる会の協力により地域交流センターを利用しての山村留学事業を継続することも検討しましたが、いずれも携わることは大変難しいという御回答をいただき、運営の母体となる場所が見つからない状況です。さらに、平成30年6月の旅館業法の改正により、寄宿舍としての交流センターでは宿泊を伴う短期山村留学ができなくなり、日帰りでの実施へと変更せざるを得なくなりました。以上のような理由により、山村留学を廃止せざるを得ないことから、神河町地域交流センター設置条例を廃止する条例制定を上程するものです。

参考資料としまして、関連する規則、要綱も添付しております。

以上、詳細説明といたします。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。町長の提案説明、また、センター長からの提案説明で、山村留学については継続してなかなかやっていくことができないということはよく理解した上での質問でございます。そのことについては、山村留学推進委員会でも十分に議論された経過ということではよく理解してはるんですけども、地域交流センターといいますのは、先ほども説明があったように、旧越知谷第二小学校が越知谷小として統合される際に、地域の皆さんが、地域の明かりが消える、毎日、子供たちの

元気な声が聞こえなくなると、やはり何とか地域の明かりとして守っていきたいという、そういう願いがあって当時の理事者がこの地域交流センターを設置してという、そういう運びになった経緯がございます。

そういう中で、この条例の中に規定されてる施設の中には、当時の県民交流広場事業で整備をされて今は町管理になってる施設もあるわけです。そういう意味では、地域の皆さんの活動の場、交流センターの事業プラス地域の皆さんの活動の場であったはずでございます。今回、山村留学制度、また、地域交流センターの事業としてができないので、この条例を廃止するという趣旨はわかるんですけども、今後のこの施設の活用、地域の皆さんの活動の場、交流の場としてこの施設をどのように活用していくのか、また、住民の方々の声をどのように受けとめていくのか、その辺のところの思いを聞きたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高橋教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。先ほどの交流センターの下側に建っております県民広場事業で建てられた建物なんですけども、地域で活動の拠点として利用されておまして、山村留学事業は廃止することになるんですけども、今後、地域と相談していきながら県民交流広場の活用についてどうしていくかというところを議論していき、どのように進めていくか、検討したいと思います。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私の質問の趣旨は十分御理解いただけたと思います。そういう意味で、住民の皆さんが引き続きやはり利用できる施設になるように、また、体育館、校庭等についてはスポーツ21等でも利用されていると思いますので、その辺のところを町と地元で十分話をさせていただいて管理規定等を早急に設けていただいて、地域の皆さんが利用できる施設になるようお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 高橋教育課社会教育特命参事。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。地域交流センターは、越知谷第二小学校の跡地となりまして体育館もありますし、運動場もございますので、その辺、地域の活用について協議のほうを進めて、利活用についてどういった方向に進めるか、検討していきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第109号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第109号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 第110号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第110号議案、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、来年度からスタートする会計年度任用職員制度において、フルタイムの会計年度任用職員の賃金は給料や手当で支出、パートタイムの会計年度任用職員の賃金は報酬で支給されるよう改正されました。このことに伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準ずることとする規定を新たに整備するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点、確認というんですか、考え方が合うとるかどうかをお願いしたいと思います。

先ほどこの条例につきましては、フルタイムの会計年度任用職員に係る規定ということですので、これまで委員会等で説明、報告を受けてますのは、フルタイム、正職員と同じ待遇の会計年度任用職員は今のところ考えていないということなので、この分、それから後から出てきます112号、この2つの分については、条例は整備するけど、当面の間、適用する事例は出てこないというふうに私は理解しとんですけど、それでよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。三谷議員の御質問、御指摘の

とおりでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第111号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第111号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し改定の判断しているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ改定を行うものでございます。

その改定の内容は以下の3点で、勤勉手当及び俸給表の改正はことしの4月にさかのぼって改正し、住居手当につきましては令和2年4月に改正するものでございます。

まず1点目は、勤勉手当の支給率の改定でございます。ことしの人事院勧告において国家公務員の勤勉手当を0.05カ月引き上げる勧告があり、勤勉手当の年間支給月数を1.85カ月から1.90カ月に引き上げる改正でございます。

2点目は、俸給表、給料表の改正でございます。俸給に関する本年度の人事院勧告は、

官民格差 3 8 7 円、率にして 0. 0 9 % を引き上げる内容のもので、引き上げ額としては、行政職 1 表の初任給を 2, 0 0 0 円引き上げ、これを踏まえて、3 0 歳代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げるものでございます。同様に、医療職の俸給表につきましては、行政職との均衡を基本に初任給を 1, 9 0 0 円から 2, 3 0 0 円引き上げます。また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に初任給を 1, 9 0 0 円引き上げるものでございます。

3 点目は、住居手当の改正でございます。家賃の上昇を考慮し、手当額の上限額を 1, 0 0 0 円引き上げ 2 万 8, 0 0 0 円に引き上げます。また、手当の支給対象となる家賃額の下限を 4, 0 0 0 円引き上げることに伴い、手当額が 2, 0 0 0 円を超える減額になる職員については 1 年間の経過措置を講じるものでございます。また、第 1 0 8 号議案で御説明いたしました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件に関連する条文を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、1 1 1 号議案の詳細説明をさせていただきます。

町長提案にありましたとおり改正の内容は大きく 2 つでございまして、先ほどの第 1 0 8 号議案で御説明申し上げました成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための条例改正と人事院勧告に伴います条例改正でございます。

それでは、新旧対照表の 1 ページをごらんいただきたいと思います。まず、改正する条例の第 1 条でございます。本則、第 2 9 条第 1 項、同第 4 項、第 3 0 条第 1 項第 2 号の期末手当及び 2 ページの第 3 2 条第 1 項、同第 3 項の勤勉手当及び 3 ページの第 3 6 条第 6 項の退職者の給与の支給に関し、成年被後見人等の人権が尊重され、成年後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、いわゆる欠格条項等について規定を適正化するものでございます。

次に、もう一度 2 ページへ戻っていただきまして、第 3 2 条第 2 項第 1 号の勤勉手当についてですが、本年度の人事院勧告を受け、勤勉手当の支給月数 1 0 0 分の 1 8 5 を 1 0 0 分の 1 9 0 に 0. 0 5 月分の改正を行うものでございます。なお、今年度の対応としましては、年間の支給月数のうち 6 月支給分は既に支給済みですので、6 月の改定は行わず 1 0 0 分の 9 2. 5 のままとし、1 2 月支給分を 1 0 0 分の 9 2. 5 から 1 0 0 分の 9 7. 5 に引き上げる改正でございます。

3 ページからをごらんください。別表第 1 の改定でございますが、これは行政職給料

表でございまして、民間の初任給との間に差があることを踏まえて、1級の高卒初任給を2,000円引き上げ、大卒では1,500円程度、以降、順次引き上げ額が少なくなり、1級の79級号給では200円、2級47号給では200円、3級31号給では200円、4級15号給では200円、そして5級7号給では200円の引き上げとなり、それ以外の部分の改定はございません。

続いて、8ページ中段からの別表第2をごらんください。これは医療職給料表（一）でございまして、病院に勤務する医師に適用する給料表でございまして、これも行政職と考え方は同じで、民間との比較により初任給最大で1,900円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、1級43号給では300円、2級23号給では300円、3級7号給では300円の引き上げを行い、それ以外の部分は改定はございません。

次に、12ページ、中段からの別表第3でございまして、これは医療職給料表（二）でございまして、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、その他医療技術者に適用する給料表でございまして、さきの給料表と同じ考え方で初任給を2,000円引き上げ、以降、順次引き上げ額を少なくし、1級75号給では200円、2級55号給では200円、3級39号給では200円、4級27号給では200円、5級11号給では200円の引き上げを行い、それ以外の改定はございません。

次に、17ページ、中段からの別表第4でございまして、これは医療職給料表（三）でございまして、これは病院等に勤務する看護師、准看護師に適用する給料表でございまして、これも同様の考え方で初任給を2,300円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、1級75号給では200円、2級63号給では200円、3級39号給では200円、4級27号給では200円、5級11号給では200円の引き上げを行い、それ以外の部分の改定はございません。なお、先ほど申し上げました別表第1から第4における再任用職員についての改定はございません。

また、新旧対照表25ページの後ろに、参考として技能労務職員の給与等に関する改正内容を添付しておりますが、これも同様の考え方で初任給を1,900円の引き上げを行い、以降、順次、引き上げ額を少なくし、1級115号給では200円、2級103号給では200円の引き上げを行い、それ以外の部分の改定はございません。再任用職員についての改定はございません。なお、この改正条例第1条の規定による改正後の規定は、平成31年4月1日からの適用となります。

次に、新旧対照表、戻っていただきまして、24ページの上段でございまして、改正条例の第2条による改定内容でございまして、本則第18条、住居手当について、国家公務員宿舍使用料の上限を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げたことにより、これにより生じる原資を用いて、民間の状況等も踏まえ手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円とするものでございまして、この改正によりまして、手当の減額が2,000円を超える職員については1年間の経過措置を設けておりますが、家賃月額が4万円から5万8,000

円までの家賃額の職員については500円から2,000円の手当額の減額となります。

次に、25ページの中段、勤勉手当の第32条第2項第1号に規定する勤勉手当については、6月期100分の92.5、12月100分の97.5の支給率をいずれも100分の95とし、年間の支給率を100分の190とする改正でございます。なお、改正条例第2条の規定による改正後の条例は、令和2年4月1日からの適用となります。以上が改正内容でございます。

なお、参考資料といたしまして、人事院勧告の骨子に関する資料を添付させていただいております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。住居手当なんですけども、その住居手当支給対象者が16名いらっしゃって、うち5名は住居手当の額がアップするけども、残りの11名については減額になると。ただ、その方に対しては1年間経過措置が適用されるということで聞いておるんですが、その今の申し上げた数字、間違いございませんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 行政の職場におきますところで申し上げますと、先ほど申されました16名中5名の方が引き上げ、そして残り11名の方が引き下げということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第14 第112号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第112号議案、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、第111号議案で説明いたしましたとおり、本年度の人事院勧告に基づき改定があった給料表の一部を来年4月から制度開始する会計年度任用職員の給料に

準用していることから、同じ内容で給料表を改正するものでございます。

また、第108号議案で御説明いたしました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件に関連する条文を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第113号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第113号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和2年4月1日をもって越知谷小学校と越知谷幼稚園が神崎小学校と神崎幼稚園と統合することに伴い、児童、園児の通学方法が変更になるため通学費の支給の見直しを行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第114号議案から第116号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第114号議案、中播農業共済事務組合の解散について、第115号議案、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、第116号議案、中播農業共済事務組規約の一部変更についての3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案から第116号議案まで関連がございますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、第114号議案、中播農業共済事務組合の解散について、第115号議案、中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、第116号議案、中播農業共済事務組合の規約の一部変更について、以上3件でございます。

中播農業共済事務組合は、姫路市及び郡内3町で組織され、農家が共済掛金を出し合い共同の準備財産をつくり、被災農家に救済として共済金を支払うというもので、農家の自主的な助け合いを基本に国が掛金の一部を負担するなど、農家経営の安定と農業生産力の発展に資する事業を行っており、上位団体は兵庫県農業共済組合連合会でございます。

今回、将来にわたって安定的に共済事業を農業者に提供するため、兵庫県における農業共済事業を1つの組合で実施する1県1組合化に向け、平成30年1月24日に兵庫県農業共済組合設立推進協議会が設立され、平成31年4月22日付で県下15市2町9事務組合の26団体と兵庫県農業共済組合連合会において新組合設立に向けた覚書が締結されました。覚書では、新組合の設立期日を令和2年4月1日、その後、国への認

可申請を経て、新組合が権利義務を承継した特定組合となる期日を5月1日としております。

今回の議案については、まずは新組合の設立までの法手続において、新組合への移行に際し中播農業共済事務組合を解散する必要があり、第114号議案において、地方自治法第288条の規定により関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、第115号議案につきましては、中播農業共済事務組合の解散に伴い、地方自治法第289条の規定により財産処分することについて関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、第116号議案については、令和2年3月31日現在において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成するために中播農業共済事務組合規約を変更し、事務の承継団体を規約に明記するものであり、中播農業共済事務組合の管理者が属する姫路市において決算認定を受けた後に新組合に適切に引き継ぐ予定としております。このため、中播農業共済事務組合の規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第286条第1項の規定により関係する地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由及び内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。それでは、第114号議案から116号議案の詳細説明をさせていただきます。

まずは、第114号の中播農業共済事務組合の解散に関する協議書であります。来年度4月1日で新しく設立される新組合については、事業区域は兵庫県全域で、名称は兵庫県農業共済組合であります。この県域組合、1県1組合が農業保険法に基づき設立された法人で、連合会の権利、義務を承継した農業共済組合のことを特定組合と位置づけられています。また、事務所及びその所在地については、神戸にある連合会事務所を本部事務所とし、県内に19カ所の地域事務所と7カ所の家畜診療所が設けられます。中播農業共済事務組合は姫路市、神河町、市川町、福崎町の1市3町を管轄して事業を行っていますが、新組合設立後は中播事務所として位置づけられ、現事務所を継続使用することとなります。

続きまして、第115号議案の中播農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてであります。

この議案で兵庫県農業共済組合へ帰属させる財産は、有価固定資産及び農業共済管理の物品等、いずれも令和2年3月31日現在高であります。次のページは協議書でござ

います。

次に、資料1をごらんいただきたいと思います。新組合に引き継がせる財産について、解散に伴う財産のうち、有価固定資産で車両運搬具として公用車8台、機械器具として脱穀機、器具備品で移動棚がございます。農業共済組合が管理する物品等については、一覧表に名称と数量を記載をしております。主に事務所で使用している物品であります。以上がこの議案に係る財産であります。

次に、裏面をごらんください。第116号議案と関連がありますが、管理者及び会計管理者の在籍する姫路市を事務の承継団体として令和2年3月31日現在において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、中播農業共済事務組合規約に基づき姫路市において決算認定を受けた後に新組合に適切に引き継ぐ財産で、歳計現金概算額であります。共済金の支払いのために法律に基づいて積み立てた事業積立金2億7,300万円、業務引当金4,000万円、未払い金、未収金、拠出金等が6,200万円であります。業務引当金については、農家の掛金及び国の補助金等であり、これについては今後3年間程度、鹿柵など防護柵、獣害に対する損害防止事業に使用される予定であります。そのほか引き継ぐ財産は、引き受け中の共済関係があります農業者の合意を得て4月1日に新組合へ引き継ぎます。

次に、第116号議案についてであります。

資料の新旧対照表をごらんください。中播農業共済組合が解散した場合の事務の承継団体を規約に明記するため、解散した場合の事務の承継として、第14条として「組合が解散した場合においては、姫路市が事務を承継する」を追加し、第14条を第15条に繰り下げするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

3議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。議案の第115号の財産処分の関係でお尋ねをしたいと思います。

資料1の裏側、2ページ目、その中で、現在、更新されると思うんですが、共済につきましては、ここに「農業者の合意を得て」という表現がしてありますが、具体的にどのような方法で合意を得るのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） これにつきましては、この3月末までの間に各個人と共済関係を結んでおりますところでそれに引き継ぐというような申込書といえますか、それを今後申請をしてもらうというようなことの手続を進めていく予定でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷です。近いうちに令和2年度の共済の申し込

み等がありますので、その機会を利用して個々の農業者に周知をしていくという、そのような説明の理解でよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。先日12月2日に農業共済組合と、建物推進協議会の部分があります。その中で、共済の来年度の引き受けに関しても農会長さん、共済部長さんのほうに説明をいたしまして、先ほど三谷議員さんが言われたとおり手続を進めていくというようなものでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第114号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第114号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第114号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第115号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第115号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第115号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第116号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第116号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 第117号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第117号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてでございます。

このたびの規約変更は、中播農業共済事務組合の脱退の申し出を受け、退職手当組合を組織する構成団体に増減が生じるため、組合規約の変更をする必要があることから、構成団体との協議、県との事前協議を踏まえ、地方自治法第290条の規定により、構成団体が共通して議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第117号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第118号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第118号議案、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更についてでございます。

このたびの規約変更は、中播農業共済事務組合が令和2年3月31日をもって解散することと、姫路市、加西市、福崎町及び市川町で構成する市川町外三ヶ市町共有財産事務組合が令和2年4月から会計年度任用職員制度の導入により中播公平委員会に加入する必要が生じたことに伴い、中播公平委員会規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと勉強不足ですので、その中身の説明をお願いしたいんですが、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合、この中身につきまして簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。この市川町外三ヶ市町共有財産事務組合といいますのは、大正15年に小畑山共有山組合、瀬加山共有山組合、牛尾山共有山組合の3組合が合併をし、兵庫県の指導のもと、知事の許可を得て昭和2年2月15日に当時の10カ村が共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理する組合として、瀬加村外九ヶ村共有財産一部事務組合、特別地方公共団体として設立をいたしました。その後、旧村の合併、香寺町と姫路市の合併があり、現在の構成市町は、市川町、福崎町、姫路市、加西市の4市町から成っており、平成18年度に規約の全面改正を行い、現在の組合名称ということになってございます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第118号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時55分といたします。

午後2時38分休憩

.....
午後2時55分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第19 第119号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第119号議案、財産処分の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。社会福祉法人神河町社会福祉協議会に対し町有地を貸し付け、障害者福祉施設として活用しようとするものでございます。

貸し付けの土地につきましては、神河町粟賀町字冷田630番、636番、642番の一部で、総面積は1,451.79平方メートル、利用目的としましては、障害者を対象とした福祉施設で、就労継続支援B型施設と生活介護の2事業から成る多機能型事業所と特定相談支援事業所を併設されます。契約期間は30年間とし、賃料は無料で貸し付けをしようとするもので、地方自治法第96条第1項第6号、同法第237条及び238条の5の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第119号議案について詳細説明を行います。

次のページの地番図をごらんください。本議案は、先ほど町長が説明しましたとおり、神崎支庁舎南の土の広場で粟賀町字冷田630番のうち317.92平米、同じく636番のうち283.26平米、同じく642番のうち850.61平米、合計1,451.79平米を障害者福祉施設の建設用地として社会福祉法人神河町社会福祉協議会に貸し付けるものでございます。

社会福祉協議会では、社会福祉法人の余剰財産とみなされる社会福祉充実残額を約8,600万円保有しており、社会福祉法第55条の2項の規定に基づき、社会福祉充実計画を作成し、社会に還元していくこととなります。そこで、平成29年度に介護サービスの強化と障害者活動拠点の設置の2点を充実させるとの計画を立てられました。そのような折、NPO法人ゆめ花館から社会福祉協議会に対し、就労継続支援B型施設の運営委譲のお願いがあったことから、建設に向けた検討委員会が立ち上げられ、具体的な内容、場所、時期等について検討委員会や視察を重ねられました。その後、社会福祉協議会の理事会、評議員会を経て11月15日に本議案の土地を無償貸与してほしいという旨の要望書が提出されました。

今回建設される施設は、現在、ゆめ花館が運営されている就労継続支援B型施設を社会福祉協議会が運営を引き継がれるとともに、新たに生活介護サービスも実施される多機能型事業所と特定相談支援事業所を併設されるものです。11月18日に役場内での政策調整会議を開催し、申し出のあった土地の利活用や賃貸借料等について検討いたしました。結果として、申し出のあった土地の利活用については適地、賃料については、貸付期間30年間を無料と判断をいたしました。

無料の理由としましては、社会福祉協議会は他の社会福祉法人とは違い行政が関与して設立された社会福祉法人であり、毎年、運営に係る人件費相当分を町が補助しており、行政として手の行き届かない地域福祉や高齢者福祉、障害者福祉等、それぞれの分野において積極的かつ主体的に役割を担っていただいております。また、神河町のほぼ全ての地域住民が社会福祉協議会の一般会員であり、自治会長、民生委員を初め地域の代表者から選ばれた理事、評議員等が社会福祉協議会の運営に深く関与されております。このように神河町の福祉の向上においては、行政と社会福祉協議会とが車の両輪の役割を果たしており、同じ神崎庁舎内に事務所を置き、お互いに協力をしながら事業に取り組んでいる状況です。また、現在のゆめ花館の事業所建物も、平成22年度に町が補助金を活用して建設したプレハブ建物を無料で利用いただいている状況です。以上の状況から賃料においては無料と判断をさせていただきました。

なお、添付資料として、2から4ページにイメージとしての位置図、立面図、平面図をつけておりますが、今議案が可決いたしましたら、再度設計を行い、総合評価方式に

よる入札をされ、令和2年6月工事着工、令和2年12月オープン予定と聞いております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点教えていただきたいと思っております。

議案書を見ますと、それぞれの法の規定に基づいて提案されてます。その中で、自治法第238条の5の規定に基づきとあります。この条文を見ますと、これは普通財産の処分の規定が書いてあるわけなんです。その中で、次に地番図を見せていただきますと、630番地、これがまさに今の支庁舎が建っているところになるんですが、これは総務課のほうに聞いたらよろしいんですけど、財産調書の中でちょっとそこは行政財産としてこの630番地は扱われてるんじゃないかと思うんですが、行政財産と普通財産の貸し付けの関係については全く取り扱いが変わってきますので、その辺についてどのようなことを教えていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど桐月課長のほうから御説明をさせていただいておりますけれども、図面を見ていただいたとおり、3筆にまたがった土地ということでございます。議員御指摘のとおり、この土地については支庁舎の土地と一体化した土地ということでございまして、現在の取り扱いとしては行政財産という扱いになってまいります。今後、行政財産から普通財産に切りかえを行うことを前提として貸し付けの事務を進めてまいりたいというところでの提案をさせていただいているというところで、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。もう一つ教えてほしいんですが、行政財産は原則貸し付けはできないと。ところが、4項目ですか、の特例の中でそれぞれ貸し付けができるようになってますので、今回これを行政財産から普通財産に切りかえをされるということなんですが、どの条文の理解の中でそのようなことができるのか、先に普通財産にしてしまうから、もう238条の5のこの法の処分でいけるという話なのか、そういう考え方があるならば、じゃあ、この1,451.79平方メートル、これを分筆等にしていつ普通財産に切りかえられるのか、その辺のスケジュール的というんですか、きちっと法的な分の中での考え方を示してもらいたいんです。

というのは、これは今言うたように行政財産であるならば、そしてその4項の特例に合致しませんよとなれば法的に反してるということなので、我々はこれを議決を求められたときに賛成できないというような状況になってきますんで、その辺はきっちりした説

明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。結論から申し上げますと、スケジュールにつきましては、速やかに分筆、そして普通財産への切りかえの手続を行うということで御理解をいただきたいというふうに思います。三谷議員御指摘の地方自治法の第238条の5につきましては普通財産の貸し付けについて定義をいたしておりますので、当然のごとく普通財産として貸し付けを行うという前提でこのたび上程をさせていただきますというところで、議員の御指摘の趣旨については、しっかりと受けとめた上で今後速やかに事務を進めていくというところで、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。流れはわかりました。

じゃあ、もう1点確認です。これを分筆しようと思えば相当の測量、それから登記費用が要ると思うんですが、この経費負担については社会福祉協議会と何か協議をされておりますか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。具体的な手続については、社会福祉協議会と話はできておりません。ただ、今回この議案を上程するに当たって現地で測量もかけております。地籍調査も入った土地でございますのでデータがございますので、そのあたりを地籍課のほうで保管をしておりますので、できるだけ経費につきましては軽減しながら進めさせていただくことができればいいなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私は、各この下記の部分の5番の賃料、無料の部分について再度確認をしたいと思います。

前例としまして、旧南小田小学校、また、福本地内の町有地等について同じ社会福祉法でいいます社会福祉法人への貸し付けといえますか、そういう事例がございます。これについては5年間の無償、それ以後は収益によってというふうな、そういう規定だったと思うんですけども、今回、課長のほうからの提案説明では、行政が関与して立ち上げた組織であると、そして人件費も補助している行政と車の両輪の立場の組織であるという説明があったんですけども、この社会福祉協議会について、そういう特別な法人であるというふうな規定といえますか、何か法的な根拠等はあるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。ちゃんと書いたもの

は正直ございません。ただ、これまでの社会福祉協議会の設立の経緯とかも含めまして、以前ですと、神崎町時代、大河内町時代でも社会福祉協議会の事務局長として役場の職員が出向している等々、現在も町の建物の中に入っただいて賃料は納めてもらっていない、そこに係る必要経費として光熱水費をいただいているというような状況も加味しまして、過去からの経緯も含めてそのような判断をさせていただいております。

なお、南小田の「によん」につきましては、社会福祉法人ではなく株式会社というような取り扱いになっております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 申しわけございません。南小田についてはそういうことですね、申しわけないです。ちょっと私の理解では、社会福祉協議会というのは、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織なんだという、そういう位置づけがあるように思うんですけども、町民の方々、他の社会福祉法人との違いという部分について、やはり我々も同じ例えば福本地内での事業の分については何で無償にならないんやとそういう問い合わせがあったときに、すんなりと答えられるような根拠ですとか社会福祉協議会の特異性とかそういった部分について、きょうじゃなくても結構ですので、少し町民の方々にも説明できるような資料をまた提供いただけないかなと思いますので、お願いしておきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。議員言われましたとおり、説明ができるような資料をそろえたいというふうに思います。またそろえられましたら、お持ちさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第119号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第119号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第20 第120号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第120号議案、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町貸工場用地造成工事請負契約締結事項の変更の件でございます。令和元年6月14日に当初契約を締結し、9月定例会におきまして造成工事における残土処分地を峰山高原スキー場に変更すること、また、調整池の掘削を岩盤掘削に変更することなどを主な変更内容として、契約金額に4,415万1,800円を追加し1億9,023万1,800円に変更することを議決いただきました。これ以降に変更要件が発生したため、契約金額に2,459万8,200円追加し2億1,483万円に変更するものでございます。

主な変更内容のうち一番大きな部分は、整地土工の中の安定処理工で、土壌が軟弱地盤であることから土壌改良を行う経費を増額するものでございます。また、構造物撤去工で残土処分を峰山高原スキー場としておりましたが、一部を福崎町の土地改良事業地と鍛冶区縁故使用地に処分することに変更し、運搬経費を増額するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、御説明申し上げます。

1ページの工事変更概要をごらんいただきたく思います。まず最初に、造成工事に伴う整地のうち整地土工につきまして、請負金額によります請負率を掛けた直接工事費が1,099万8,000円の増額でございます。前回の変更では、調整池部分の掘削の一部を岩掘削に変更させていただいておりましたが、実際に掘削をいたしますと、硬岩が出なかったことから土砂掘削に変更をしております。また、敷地全体に2メートル級の転石を初め多くの転石が出てきておりますので、転石破碎を追加をいたしております。また、掘削土が粘性土であるため、2ページの地盤改良計画図の赤色網かけ部分である盛り土部分を中心に、貸し工場建設敷地部分を除きましてセメントによる地盤改良安定処理工を追加をいたしております。

次に、構造物の撤去工でございますが、直接工事費で394万円の増額でございます。これは南側の山際から湧水が出ておきまして、その対策として、3ページに添付をして

おります追加暗渠排水平面図、こちらのほうに記載をしておりますとおり、上段の敷地内水路の横と下段の敷地内水路の下に暗渠排水管を追加配置をさせていただくことによりまして掘削等の土工数量が増加をしております。

また、既設の隣接道路、4ページのガードレールの配置平面図をごらんをいただきたく思います。図面上側で東西に走る既設道路につきまして舗装工事を実施するに当たり既設ガードレールが支障となることから、ガードレールの撤去及び再設置を追加をさせていただいております。図面上では、右から2つ目の赤線表示の部分でございます。

また、残土処分につきましては、前回の変更で峰山高原スキー場に搬入することとして進めておりましたが、転石が多く破砕等に時間がかかったこととありますとかスキー場のオープンの関係、神崎・市川線、福山2号線の工事着手などから最終的に半分程度の4,200立米の処分となりました。その後、姫路土地改良センターからの要望によりまして、福崎町内への圃場整備現場へ、当初3,000立米、最終的には約1,000立米を搬出、そして残りについてはMMKの産廃処分場に仮置きを予定をしておりましたが、管理図面との相違があり搬入ができないことから、急遽、残りの4,600立米を8ページのほうに添付をいたしております図面のとおり、住石山陽採石株式会社付近の寺前財産区鍛冶縁故使用地への仮置きに変更をいたしております。

次の防災施設工でございますが、直接工事費で202万円の増額でございます。6ページの舗装計画平面図をごらんをいただきたく思います。赤色斜線部分が道路でございますが、図面左下の進入道路から造成地に入り、貸し工場建設予定地の上の既設道路につなぐ敷地内道路を整備し、貸し工場への入り口を既設道路側から予定をしておりましたが、株式会社すずき食品研究所との打ち合わせにより、敷地内に入る入り口部分を進入道路から真っすぐ入れる形に変更してほしいという要望がございまして、敷地内道路が結果的に不要となりました。

また、総合治水条例に基づく変更協議を姫路土木事務所と行い、調整池に直接雨水が流れ込むことを防ぐための盛り土による小堰堤を設置することとなったものでございます。5ページの変更雨水排水平面図をごらんをいただきたく思います。そちらの調整池と造成面の境にある茶色で色塗りした部分が小堰堤となっております、高さ50センチでございます。

また、構造物撤去工でも触れましたが、3ページの追加暗渠排水平面図、こちらのとおり、南側の山側からの湧水対策としまして、上段の排水路横に102.7メートル、下段の排水路の下に115.8メートルの暗渠排水管を追加をいたしております。

次に、防護柵工でございますが、直接工事費で119万7,000円の増額となっております。4ページのガードレール配置平面図をごらんをいただきたく思います。道路部分で比較的のり面が大きい危険な箇所にガードレールを追加するもので、造成地敷地内に入る進入道路の調整池側に57.5メートル、造成地北側の既設道路の敷地側74.3メートルと60メートルの計3カ所に設置をいたす予定としております。

次に、雨水排水整備工でございますが、直接工事費で171万6,000円の減額となっております。5ページの変更雨水排水平面図をごらんをいただきたく思います。防災施設工でも御説明をいたしましたように、敷地内道路の施工減によるもので、青色表示部分に水路を計画をしておりましたが、赤色部分に場所を変更することから、雨水排水路の延長増及び集水ますが2カ所追加となりましたが、水路の規格の変更とボックスカルバートの土どめ擁壁の仕様の変更等によりまして結果は減額となっております。

また、車道舗装工につきましては、6ページの舗装計画平面図、こちらの赤色斜線部分を計画をしておきまして、敷地内道路の施工減によりまして直接工事費で144万7,000円の減額となっております。仮設工につきましては直接工事費で432万3,000円の増額となっております。敷地内及び表土残土の処分地内におきまして地盤が緩くルーズな状態であったため、敷き鉄板を設置をいたしております。また、残土の運搬で工事中の福山2号線を通りますが、福山川に新設されました橋の橋面コンクリートを傷めないように敷き鉄板を設置し、追加とさせていただいております。あわせて、残土搬出に町道福山線を通行させていただくことになりましたので、国道と町道との交差点に安全対策としまして交通誘導警備員1名を追加をいたしております。

次に、調整池工でございますが、堤体工で直接工事費で13万4,000円の減額となっております。これは、調整池のり面を当初は大型接続ブロック張りとしておりましたが、接続ブロックでは調整池の角やスロープとの取り合い、非常用洪水吐け等の接続部分にすき間ができてコンクリート充填等施工に日数がかかり、降雨時にのり面の崩壊等も懸念されることから、姫路土木事務所と協議をいたしまして、施工が簡易な布製型枠床板工に変更をいたしております。

放流設置工で直接工事費が45万4,000円の増額となっておりますが、これは、放水路部分のヒューム管の接ぎ面に設置する止水板を柔軟性のある可とう性止水板へ変更と、福山川護岸の布団かごの延長増によるものでございます。

次に、進入道路部分に係ります道路土工につきましては、直接工事費で96万5,000円の増額となります。7ページに地盤改良計画図を添付をさせていただいております。赤色網かけ部分が地盤改良範囲で、進入道路部分も造成面と同様に軟弱な地盤が一部ございます。また、盛り土部分は造成地からの土を流用することから軟弱地盤箇所へのセメントによる地盤安定処理工が必要となるものでございます。なお、地盤改良後すぐに舗装をいたしますと、今後の建築工事による大型車両や、4月から5月に予定をされております兵庫県の砂防工事の車両が通行することで路面及び構造物等が破損する可能性が高いことから、進入道路部分は過疎債の対象外ということもありますので、舗装工事を施工減とさせていただき、次年度の施工に変更をさせていただきたく考えております。これらによりまして舗装工事に伴います道路土工につきましても変更減となっております。

次に、構造物撤去工でございますが、直接工事費で3万9,000円の減額となります。

これは、暗渠排水管等施工に影響のない既設構造物またはそのまま置いておくほうが好ましい構造物があり、撤去工を変更減といたしております。また、排水工につきましても直接工事費で189万5,000円の減額となります。舗装の施工減によりまして側溝及び集水ます、管渠等の車両通行時に損傷のおそれがある構造物につきましても変更減とさせていただきます、舗装工事とあわせて実施することといたしたく考えております。舗装工につきましても、路床の整形、不陸整正までを実施しまして、路盤及び表層を変更減とさせていただきますことで、直接工事費306万9,000円の減額となっております。

下水道管路工につきましても、残土処分地の変更によりまして直接工事費で52万2,000円の減額、上水道管路工につきましても、福山川を横断する鋼管の口径が変更となりましたので、直接工事費で1万3,000円の減額となります。これらの増減によりまして直接工事費で1,506万2,000円の増額でございます、この増額分に諸経費を合わせますと2,236万2,000円の増となりまして、消費税を加えますと、総額で2,459万8,200円の増額となるものでございます。9ページには残土処分の比較表と、10ページには概算工事費の集計表を添付をいたしております。

最後になりますが、工期について、土壌の安定処理、また、暗渠排水の工事、転石破壊などの増に伴い工期を令和2年1月31日から令和2年3月25日まで延長をさせていただきますものでございます。

以上、概要の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第21 第122号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第122号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容は、債務負担行為の補正、地方債の補正、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入等の補正。人事院勧告に係る人件費及び特別会計への人件費繰出金の補正、賃金改定及び執行見込みによる賃金の補正。議会費では、議員報酬等の減額。財産管理費では、本庁舎施設改善事業費、カーボン・マネジメント強化事業の減額。企画費では、貸し工場整備に係る造成工事費の増額、医療助成事業では平成30年度実績に基づく補助金の追加交付、返還金の補正。

保育所費では、私立こども園を利用する児童がふえたことによる私立施設型給付費負担金の増額。保健衛生総務費では、公立神崎総合病院事業会計への補助金等の増額。農業施設管理費では、水車公園のシンボル水車の修繕料の増額。林業振興費では、森林環境譲与税の基金設置に伴う積立金の補正。道路橋梁費では、道整備交付金事業及び橋梁長寿命化事業の事業費確定見込みによる補正。住宅管理費では、町営住宅管理における退去修繕料等の増額、そして若者世帯住宅取得支援、リフォーム支援、公的賃貸住宅家賃対策調整事業に係る補助金の増額。社会教育総務費では、社会教育施設改修事業費、寺前学童ルーム拡張工事の補正。今回の補正における財源調整として財政調整基金の繰入金の増額及び積立金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,275万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第122号議案の詳細説明をさせていただきますので、6ページ、第2表、債務負担行為補正をお開きください。1、債務負担行為の追加でございます。事項の1つ目といたしまして、医師修学資金貸与事業、これにつきましては、本年7月29日付で貸与決定した1名分でございます。期間は令和元年から令和5年度まで、限度額は1,200万円でございます。5年間について設定をいたすものでございます。続いて、2つ目、医師修学資金貸与事業につきましては、本年8月9日付で貸与決定をいたしました1名分で、期間は令和元年度から令和6年度まで、限度額は1,440万円でございます。6年間について設定をするものでございます。

続いて、7ページ、第3表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。まず、7、庁舎整備事業でございます。これにつきましては、本庁舎の空調、照明設備のカーボン・マネジメント強化事業に係るものでございまして、220万減額の限度額を5,350万円にするものでございます。この起債については地域活性化事業

債を充てるものでございます。

8、病院北館改築事業、これにつきましては、病院への出資金に充当するものでございまして、680万円増額の限度額を1億5,180万円にするものでございます。これにつきましては合併特例債を充当するものでございます。

続きまして、病院機器整備事業でございます。これにつきましても病院への出資金に充当するものでございまして、150万円減額の限度額を9,850万円にするものでございます。これにつきましては過疎債を充当するものでございます。

14、道路整備事業につきましては、630万円減額の限度額を2億7,740万円にするものでございます。内訳を申し上げます。まず、神崎・市川線、これにつきましては860万円の減額でございまして、公共事業債等を充当をいたすものでございます。続いて、水走り中河原線500万円の増額でございます。これにつきましては合併特例債を充当するものでございます。神崎・市川線の支線、これにつきましては270万円の減額でございます。これにつきましては合併特例債の減額でございます。これらによりまして3,910万円を減額をいたしまして、限度額を13億9,224万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページ、歳入をお願いいたします。2、歳入、2款地方譲与税、3項森林環境譲与税422万円の増額でございます。これにつきましては、譲与税の額がこのたび確定をいたしましたことから増額をいたすものでございます。13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金19万7,000円の増額でございます。これにつきましては、老人福祉施設入所者費用徴収金ということで、10月25日付で入所決定が1名されたということで、これ以降の徴収金の増額でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、総務使用料10万円の増額でございます。これにつきましては、CATV利用料というところで、この部分につきましては、神崎エリアでのBSを視聴するために貸し付けをいたしておりましたSTB、セットトップボックスの部分に係るものでございまして、このたびの全町光ケーブル化に伴い返却が多いただろうと見込んでおりましたけれども、その返却が少ないということの中から利用料が少し上がってきたというところの中で、増額をいたすものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保育所運営費負担金611万5,000円の増額でございます。これにつきましては、私立保育所運営費負担金でございまして、町外の私立こども園を利用する児童数が増加をしているということに対応して補助金の増額をいたすものでございます。17名程度ふえている見込みです。2節保険基盤安定負担金3万3,000円の増額でございます。これにつきましては、国民健康保険の基盤安定負担金で、額の確定により増額をいたすものでございます。3節心身障害者福祉費負担金60万円の増額、これにつきましては、心身障害者の補装具給付事業ということで、現在の申請による実績、そして今後の申請見込みも含めました

中での不足分の増額というところの中で、補助金もふえる見込みというところで、補正をいたすものでございます。4節児童手当交付金196万6,000円の増額でございます。これにつきましては、給付対象の児童数が増加をしてきたというところの中で受け入れる交付金もふえてくるということで、補正するものでございます。7節児童福祉費負担金123万9,000円の増額でございます。これにつきましては、子育てのための施設等利用用給付交付金ということでございまして、本年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。その実施に当たりまして、幼稚園での預かり保育に係る部分についても補助がされるというところの中で、新たに交付金として歳入、受け入れのために補正をいたすものでございます。

続きまして、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金8,472万5,000円の減額でございます。これにつきましては、事業費の確定見込みにより減額をいたすものでございます。道整備事業交付金1,050万円の減額の内訳を申し上げます。神崎・市川線960万8,000円の減額、水走り中河原線414万円の増額、神崎・市川線支線503万2,000円の減額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。2節住宅費補助金248万9,000円の増額でございます。これにつきましても、現状の申請の実績と今後の見込みにより不足分を増額いたしたことによる補助金の増額でございます。まず、社会資本整備総合交付金、定住促進に係るものが136万5,000円の増額でございます。これの内訳を申し上げます。若者世帯に係る住宅取得に係るものが109万5,000円の増額、リフォームに係る支援の部分が27万円の増額でございます。そして公的家賃に係るものの補助事業に係るものにつきましては112万4,000円の増額ということで、当初1件分を見込んでおりましたが、加えて4件分の見込みということで計上いたしております。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金105万3,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫負担金のところで説明をいたしました同様の理由により、それぞれ補正をいたすものでございます。続いて、2項県補助金、1目総務費県補助金67万1,000円の減額でございます。これにつきましては、ひょうご地域創生交付金でございまして、この部分におきましては、就労支援システムの導入の整備に係る事業費が完了に伴い確定したことによりまして減額をいたすものでございます。3節医療助成費補助金182万4,000円の増額でございます。これにつきましては、平成30年度の実績報告に基づき追加交付を受けるべく補正を計上するものでございます。続きまして、4節児童福祉費補助金136万7,000円の減額でございます。これにつきましては、子ども・子育て支援交付金、放課後児童健全育成事業ということで、寺前学童のルーム拡張事業に係る補助金でございまして、これにつきましては、今現在、工事費の精査をいたしており、その中で交付申請をいたしているところでございまして、その部分で、当初算定の中で当初算定の補助対象と少し差異が出てきたというところの中で減額をいたすものでございます。

続いて、13ページをお開きください。3目衛生費県補助金79万4,000円の増額でございます。これにつきましては、母子保健医療対策総合支援補助金ということで、本年度実施をいたしております母子保健情報連携システムの改修を今現在やっております。その改修につきましては、補助対象になるということがわかりましたので、それについて補助申請をし、補助を受けるべく予算を計上いたすものでございます。

続きまして、4目農林業費県補助金793万1,000円の減額でございます。これにつきましては、経営体育成支援事業補助金ということで、町内の営農組織、そして新規就農者に対する補助申請をいたしておったわけですが、事業採択とならなかったということから今回減額をいたすものでございます。その次、新規就農者早期経営安定事業補助金ということで165万7,000円の増額でございます。その中でも新規就農者に係る部分の農機具の部分についてはこの事業で採択を改めて受けたということの中で、増額をいたすものでございます。続きまして、6目土木費県補助金56万2,000円でございます。これにつきましては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業補助金ということで、先ほど国庫の社会資本整備総合交付金のところで申し上げたことと同じ説明でございます。4件分の増額ということで県の補助金の追加でございます。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金560万円の増額でございます。これにつきましては、本庁舎の空調・照明設備、カーボン・マネジメント強化事業に係るものでございまして、今回の部分で補助対象の部分が少し補助対象外に回ったところの中で、基金のその部分の充当するために取り崩すものでございます。6目財政調整基金繰入金1億700万4,000円の増額でございます。これにつきましては、後ほどの財政調整基金の積立金、そしてこの繰入金の中で財源調整として減額をいたすものでございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入507万1,000円の減額でございます。この中で、特に上から3つ目の地球温暖化対策推進事業補助金でございまして、先ほども言いましたように、補助対象事業費の減額によりまして補助金を減額をいたすものでございます。その下、多面的機能支払交付金過年度返還金5万8,000円ということで、平成30年度の交付金事業において交付額の30%を超えて繰り越しというか、使わなかった部分については返還をする義務があるということの中で、その30%を超える部分についての返還を交付した営農組織から受けるべく予算を計上をいたすものでございます。続きまして、公営住宅退去修繕負担金115万円でございます。これにつきましては、今までの実績、そして今後の退去の様子をにらむ中での増額ということでございます。

22款町債、これにつきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、15ページ、歳出をお願いいたします。3、歳出。この歳出につきましては、全般にわたり人事院勧告及び異動によりまして、それぞれの手当、共済費、そしてそれ

それぞれの事業執行見込みによります時間外勤務手当等の人件費を補正をいたしております。また、最低賃金改定、そして執行見込みによる賃金の補正もあわせて行っております。なお、人件費、賃金につきましては、各科目での説明は省略をさせていただきます。

ここで、給与費明細書の26ページをお開きください。一般職員の給料及び職員手当の増減の明細でございます。まず、給料でございます。このたびの人勧によります給与改定に伴う増減分として54万5,000円の増額でございます。給料の改定率は0.11%でございます。そしてその他の増減分といたしまして、職員の異動等による増減が188万2,000円の減額、あわせまして、給料といたしましては133万7,000円の減額となっております。

続いて、職員手当でございます。人勧に伴う制度改正に伴う増減分といたしまして243万4,000円の増額、そしてその他の増減分といたしまして、職員異動等による増減で413万7,000円の増額、あわせまして職員手当では657万1,000円の増額となっております。

もう一度15ページへお戻りください。2款総務費、1項総務管理費、2目文書管理費38万4,000円の増額でございます。これにつきましては、情報発信業務委託料の増額でございます。これにつきましては、現在、地域おこし協力隊員で情報発信専門員として業務を担っていただいている隊員が来年1月22日までの任期となっております。その隊員がこのたび起業するという見込みの中で、その隊員に今後も引き続き業務を委託するという中で、残りの月数の部分を委託するという事で計上をいたすものでございます。4目財産管理費、委託料323万円の減額、15節工事請負費1,000万円の減額、これにつきましては、本庁舎の空調、照明設備、カーボン・マネジメント事業に係るものでございまして、契約、それと今後の見込みにより減額をいたすものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。25節積立金4,743万7,000円の減額でございます。これにつきましては、財政調整基金の積立金の減額でございまして、今回の補正の財源調整により減額をいたすものでございます。これによりまして年度末の基金の見込みにつきましては11億3,518万2,000円になる見込みでございます。続いて、6目企画費、15節工事請負費3,296万7,000円の増額でございます。これにつきましては、貸し工場施設造成工事請負費でございまして、先ほどの工事請負契約の変更で申し上げました部分を増額をいたすというところでございます。7目CATV管理運営費151万6,000円の減額でございます。これにつきましては、CATV端末機器リース料10万4,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで申し上げましたように、神崎エリアのセットトップボックスに係るリース料の増額でございます。続きまして、課金システムリース料162万円の減額ということで、本年度はリース料が発生しないということが判明したことから減額をいたすものでございます。

8目諸費166万8,000円の増額でございます。まず、町税過誤納還付金69万円の増額でございます。これにつきましては、現在の執行状況、そして今後の個人住民税の申告等々の中から発生が見込まれる部分について増額補正をするものでございます。過年度医療助成返納金につきましては、平成30年実績報告に基づきそれぞれ県へ返納する金額の計上でございます。過年度多面的機能支払交付金県費返還金4万3,000円につきましては、先ほど歳入のところで申しました交付した組織から返還を受けたその中の県からいただいた分を返還をいたすものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費40万円の増額でございます。これにつきましては、傷害支援金10万円、遺族支援金30万円の計上でございます。犯罪被害支援条例を制定いたしました、それにあわせて計上をいたすものでございます。28節繰出金448万8,000円の減額でございます。国民健康保険事業特別会計繰出金45万7,000円の内訳でございます。人勧、その他異動等に係る人件費、給与費等に係るものが32万1,000円の増額、そして保険税軽減分の繰り出しが12万9,000円の減額、財政安定化事業に係る繰り出しが64万9,000円の減額となっております。続いて、介護保険事業特別会計繰出金409万8,000円の減額でございます。内訳を申し上げます。人勧等給与費に係るものが13万8,000円の増額、そして事務費繰り出しとして435万5,000円の減額でございます。これにつきましては、介護保険事業の中でシステムの改修を行っておりますけども、これも補助対象になるというところの中で、一般財源で一般会計から繰り出していたものが減額になるということでございます。地域支援事業については11万9,000円の増額でございます。

2目老人福祉費31万円の増額、これにつきましては、老人保護措置費ということで10月25日に1名措置決定をされたことから増額をいたすものでございます。3目心身障害者福祉費120万の増額、これにつきましても、障害者の補装具購入費ということで、歳入のところで説明したとおりでございます。続いて、7目後期高齢者医療費でございます。19節負担金、補助及び交付金150万9,000円の減額でございます。これにつきましては、広域連合共通経費分賦金ということで、広域連合の前年度の決算が確定し剰余金が発生したということの中で、それぞれ減額をされてきたもので減額補正をいたすものでございます。28節繰出金424万5,000円の減額でございます。これについての内訳を申し上げます。保険基盤安定分につきましては431万1,000円の減額でございます。そして人勧による人件費を含めた事務費繰り出しが6万6,000円の増額となっております。

続いて、18ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費274万5,000円の増額でございます。これにつきましては、児童手当でございます。対象給付の児童数がふえたことによる増額でございます。3目保育所費1,302万5,000円の増額でございます。これにつきましても、歳入で申しましたとおり、町外への私立こ

も園を利用する児童数が増加したことによる補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金、補助及び交付金1億4,000円の増額でございます。これにつきましては、公立神崎総合病院事業会計への補助金ということで、3条予算への補助金ということでございまして、これによりまして補助金の総額は4億1万1,000円でございます。24節投資及び出資金530万円でございます。これにつきましても公立神崎総合病院事業会計への出資金で、4条予算への出資金でございます。内訳を申し上げます。先ほど地方債補正のところで申し上げましたとおり、病院北館改築事業に係る部分で合併特例債を充当した部分が680万円の増額、そして医療機器で過疎債を充当した部分が150万円の減額でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金759万6,000円の減額でございます。これも先ほど歳入のところで申し上げました経営体育成支援事業補助金が不採択になったことによって減額をいたすものでございます。続いて、5目農業施設管理費228万8,000円の増額でございます。これにつきましては修繕料でございまして、水車公園のシンボルであります水車の修繕を行うために増額をいたすものでございます。続きまして、2項林業費、2目林業振興費422万円の増額でございます。これにつきましては、森林環境譲与税基金積立金ということでございまして、今回の譲与税の確定によりまして増額をいたしました部分について基金に積み立てをし、そして次年度以降の町の間伐、そして林業施策に充当していくために計上をいたすものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、13節委託料163万1,000円の減額、そして18節備品購入費16万1,000円の減額、これにつきましては、ともに就労支援システムの整備に係るものでございまして、完了に伴い減額をいたすものでございます。続いて、20ページをお願いいたします。2目観光振興費、11節需用費100万円の増額でございます。これにつきましては、修繕料というところで、今の実績と今後の緊急修繕等の対応を見る中で、増額をいたすものでございます。19節負担金、補助及び交付金184万2,000円の減額でございます。これにつきましては、外国人観光客受入基盤整備事業負担金ということで、県に申請をいたしておりました。これにつきましては、グリーンエコーの屋外トイレの整備ということで申請をしておりましたけども、事業採択されなかったということから減額をいたすものでございます。3目大河内高原整備費310万8,000円の減額でございます。まず、需用費236万5,000円の減額、そして18節備品購入費74万3,000円の減額でございます。ともにホテルリラクシアの修繕、そしてホテルリラクシアの送迎用バスの部分でございまして、これも事業の完了、実績によりまして減額をいたすものでございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁改良費1億2,220万円の減額でございます。内訳を申し上げます。委託料650万円の減額でございまして、この測量等委託料につきましては橋梁長寿命化修繕工事に係る測量等の委託料でございます。

続いて、15節工事請負費1億1,570万円の減額でございます。まず、町道新設改良工事費2,100万円の減額でございます。内訳を申し上げます。神崎・市川線1,921万6,000円の減額、水走り中河原線828万円の増額、神崎・市川線支線1,006万4,000円の減額でございます。続いて、21ページをお願いいたします。橋梁修繕工事費9,470万円の減額でございます。これにつきましては、長寿命化修繕工事に係る工事費の減額でございます。

続きまして、4項都市計画費、1目都市計画総務費430万4,000円の減額でございます。これにつきましては、歴史的景観修景工事費の減額でございます。中村・粟賀町景観形成地区における道路の美装化の工事費に係るものでございまして、事業完了に伴い減額をいたすものでございます。

続いて、5項住宅費、1項住宅管理費、11節需用費228万6,000円の増額、12節役務費27万1,000円の増額、これにつきましては、ともに町営住宅の維持に係るものでございまして、今後の退居を含めた見込みによりそれぞれ増額をいたすものでございます。19節負担金、補助及び交付金337万円の増額でございます。これにつきましては、現在の申請実績、そして今後の申請見込み等不足分を増額をいたすものでございます。まず、若者世帯住宅取得の支援補助金につきましては、219万円の増額で4件相当分を見込んでおります。リフォーム支援補助金54万円の増額につきましては2件相当分を見込んでおります。公的賃貸住宅家賃対策調整補助金64万円については4件相当分を見込んでおります。

続いて、23ページをお願いいたします。23ページでございます。9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費の13節委託料47万5,000円の減額、15節工事請負費200万円の増額でございます。これにつきましては、ともに寺前学童のルーム拡張に伴う事業費の補正でございます。委託料につきましては、現在の実績に応じて減額をいたしております。工事請負費につきましては、現在、最終の設計というところの中で増額をいたすものでございます。

続きまして、一番最後、10款公債費の部分で財源充当の振りかえをいたしておる関係で、予算の計上がないにもかかわらず財源振替の部分が上がってきているというところでございます。

この後、24ページから27ページについては給与費明細書でございます。そして28ページには今回の補正で新たに出てきた新規事業の説明、そして最後のページには地方債補正の内訳資料を添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。13ページ、基金繰入金、公共施設維

持管理基金繰入金の説明のところで、カーボン・マネジメント事業の中で補助対象予定だったものが補助対象外になったからという説明があったと思うんですけども、具体的にどういったところがそうなったのかというのをもう少し詳しく説明していただけますか。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。その補助対象の詳しい中身についてはまた後ほどとは思いますが、財源的には入札減も含めてというところの中で財源の振りかえを現在しているというところでございます。最終的には3月補正の中で最終の財源内訳ははっきりとしてくると、このように思いますので、現段階では、入札減を含めた中での財源の振りかえというところで御理解をしていただければと、このように思います。

○議長（安部 重助君） これ説明してもらわんならこの補正通りませんのんで、しっかり説明してください。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。カーボン・マネジメント強化事業の補助金でございますけれども、当初、本庁舎の補助金につきましては9,525万円を見込んでおりました。その9,525万円の補助対象経費といたしましては1億4,287万5,000円でございます。このたび施工管理業務が確定をいたしましたことによる121万円を加えた変更後の補助対象経費といたしましては、この補正を上げた時点での経費ということになりますけれども、1億1,635万8,000円ということになります。補助金につきましてはその3分の2ということになりますので、1億1,635万8,000円掛ける3分の2ということで7,757万2,000円、これが本庁舎に係る補正を申請をする時点での補助金でございます。当初フードセンターの部分を含めた全体の補助金といたしましては1億412万4,000円を補助金として計上をいたしておりました。そのうちフードセンター分が987万4,000円、この部分については当初のままで現在見込んでおまして、その部分と、それから先ほど申し上げました本庁舎の補助金7,757万2,000円、これを加えました合計が8,744万6,000円ということになりまして、先ほどの1億412万4,000円から8,744万6,000円を差し引きしますと、1,667万8,000円ということになってまいります。この金額分を現時点では減額補正ということでお示しをさせていただきました。

なお、このカーボンの工事につきましては、11月19日に中間検査を受けておまして、特にこの本庁舎につきましては大きな変更はないというふうに言われておりますので、この金額をもってこの12月議会で補正を上げさせていただいたところではございます。しかしながら、財政特命が申し上げましたように、最終の補助金につきましては補助事業の完了が、来年1月31日工期ということになってございますので、その時点で補助金額が確定しましたら、その差額分につきましては3月補正にて対応させてい

ただきたいというところでの補正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 今、多分質問の内容はもうちょっと違うところに視点があるんじゃないかと思うんですね。金額を聞いとるんじゃないしに、対象はなぜその適用が、適用言ったらおかしいですけど、対象外のもの、カーボン・マネジメント事業よりもほかの事業、例えば温水機の撤去とかなんとかいう、そういうもんはカーボン・マネジメント事業に適しないであろうと、匹敵しないだろうという質問じゃないんかね。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 小寺です。3回しか質問できないんで、同じような内容で2回目したくなかったんですけど、いま一つ理解されてないようなので、もう少し詳しく質問させていただきます。

質問の何が聞きたいかっていいますと、何年か前に峰山高原のボイラー、違うボイラーを取りつけたことによってカーボン・マネジメントの対象外になったっていうことが、2年前でしたっけ、にあったんです。今回この本庁舎の修繕工事に関して、例えば照明器具の照度が足りないから違う器具を取りつけますとか、まだ出てきてないですけど、電気の容量が足りないとか、いわゆる私、個人的な見解からすると、すごい設計ミスのな要素で工事の変更が起きてると思うんですけども、そういったところが本来であれば補助対象であったにもかかわらず、設計のまずさによるものやらほかの理由もあるかもしれないんですけども、違うことをしたために補助から外れてしまったことがあったんではないんですかという質問なんです。

それで、先ほど総務課長が言われた金額云々のやつは、私も予算書と差し引きすればわかることなのでそういったことは結構ですんで、いわゆるそういう何か違うことをしたために、本来であれば3分の2の補助金をいただける事業であったものが、その補助金3分の2がなくなってしまったということは町に対してもすごい不利益なことになりますんで、そういったことがなかったですかっていう質問なんです。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。質問の意味の理解ができました。ありがとうございます。結論から申し上げますと、そういったことはありませんということをまず申し上げておきたいと思います。

まず、設計をした時点で詳細な部分がわからなかったといったような部分は現実ございました。といいますのは、この議場の照明につきましても、実は当初設計で見込んでおった中身と、天井をめくってみますと中身が異なっていたといったようなことはございました。そういったことも含めて、去る11月19日に環境イノベーションの事業課長さん、そして総務課長さんいらっしゃいまして検査を受けさせていただきました。そのときにも正直に、設計の中身が実は工事に入った時点で少し内容が変わった部分がございますということで御説明もさせていただいたんですけども、そのあたりにつきましても、実際にやってみないとわからないという部分につきましても、それはいたし方

ないという回答をいただいております。

また、空調に係る配管等の問題につきましても、技術的な部分で当初の設計どおりの施工ができないということになれば当然変更というものはつきものになってきますので、そういった部分についても補助対象で認めていくことができますよということですので、先ほど御心配していただいた部分については全く心配はなかったということですのでございます。

ただ、先ほど説明をさせていただいた中で、当初からこのカーボン・マネジメント事業につきましても、補助対象部分と、それから附帯工事的に実施をいたしました補助対象外の部分もかなり多く含んでおりましたので、そのことも含めて最終的に今回の減額が大きくなった一番の要因といいますのは、入札減によるものであるということをお返事をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかの方、質問ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。この庁舎のカーボン・マネジメント事業、当初は工事費だけ見ますと1億8,700万円でしたとあったと思うんです。今、その中で総務課長の説明でしたら、当初からこの事業の対象になるもの、ならないものがあつたというような説明でしたので、9日の日に総務委員会がありますので、4月時点での1億8,700万円のうち、当初の予定での対象事業と対象外事業が幾らやと、そして現時点での対象事業がどうなったか、それから入札減後の対象事業額がどうやった、そのことによって財源がどうなりますよという分の説明をつくってもらえば、今、小寺議員が言ってるような分が少し解消できるんじゃないかと思うんですけど、その辺の作業はどうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 日和でございます。先ほど三谷議員の御質問があつた部分が、私が最初の御質問の中でお答えさせていただいた中身ということになりますので、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 理解するというか、理解できませんので、具体的に今、最初に説明した部分が、この分がこうですという部分の数字的なものが示されへんかという、そういうことなんです。例えば対象事業の中で壁紙の張りかえとか、そういうのがあつたと思うんです。そういう分が今、当初から1億8,700万円の中に見込んで、今回それがどうなったかとかいうような分の話でお願いができないか。ということは、当初は前に質問があつた530万円の基金を繰り入れる予定はなかつた、まして工事費全体では1,000万減ってますので、考え方としては、そういう対象外がかなりふえたという理解をせざるを得ないので、その辺の分の説明ができませんかと。それをもう少

し、工事の場所というんですか、内容ごとにまとめたものができませんかと、そういうことなんです。

○議長（安部 重助君） 工事明細みたいなものを、付託を予定しておりますので、もしできるのであれば、そういう明細書をつけて説明していただけたらわかるんじゃないかと思うんですけど。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。実は冒頭、議長のほうから、送致した議案について、カーボン・マネジメント事業、本庁舎の空調更新の工事につきまして議案の撤回請求があったということで御報告もしていただきました。その部分につきましては、いわゆる回路を増設しなければ工事が進まないという状況がございましたので、追加の契約変更をしないといけないということがございまして、今回、当初予定をしていた契約変更を取り下げをさせていただいて、そしてその部分を含めた契約変更案件として今定例会中に議案提案をさせていただきたいというお話で進めさせていただいております。したがって、その契約変更の議案の中で、補助対象内、補助対象外という工事の内容については説明をさせていただく予定をしておりますので、そこで細かい内容については御理解いただけるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかよろしいですか。（「別件でもよろしいですか」と呼ぶ者あり）はい、別件でも結構です。ただし、この122号議案に対して。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。職員手当の時間外勤務手当について質問させていただきます。

今回の補正で490万円の増額になっております。当初予算で3,480万円の時間外勤務手当が計上されておって、途中6万円の増額補正がありました。今回、当初の10%を超える490万円の増額が出てきました。15ページの総務費の一般管理費では210万円、17ページの民生費の社会福祉総務費では40万円、19ページの農林水産業費の地籍調査費では50万円、21ページの教育費の事務局費では100万円、22ページの同じく教育費の社会教育総務費では60万円、23ページの同じく教育費の保健体育総務費では30万円の時間外勤務手当が出ております。この要因についてそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、15ページの総務費の関係からですが、210万円の増額でございますが、1つは、情報センターを指定管理に出しました。その関係で、業務がないというふうに思っていたわけですが、実はもろもろの調整というところで残業分が残っていたという部分がございますのと、それからその前年度、人事を担当していた参事が現在、情報特命という形になっておりま

して、その人事に係る業務がほかの職員に負担という形で上がってきた部分、それから会計年度任用職員の制度化による部分、それから現在嘱託員が1名病休に入っております、その病休職員の業務の部分全体で割り振りをしたという部分がございます。

続いて、17ページの社会福祉総務費の時間外手当40万円につきましては、現在、後期高齢のほうに職員が派遣をさせていただいておりますけれども、レセプトの2次点検の処理に係る業務といたしまして時間外が多く発生をしております。

それから、19ページの地籍調査費に係る時間外50万円の部分でございますけれども、これにつきましては、事前調査の業務量の増大ということで、国庫補助に対応すべく業務が増加をしているという状況でございます。

それから、21ページの教育費の事務局費でございますけれども、100万円の時間外ということですが、これにつきましては、保育料無償化、病児・病後児保育、また、越知谷小学校、幼稚園の統合に係る時間外ということで増額をしております。

それから、22ページの教育費、社会教育総務費でございますが、時間外60万円、これにつきましては、人権の分野におきまして、現在、郡の事務局を担っていること、そしてまた、来年度開催を予定されております愛瓢会の事務に係る時間外が増加をしております。

それから、23ページの保健体育総務費の30万円ということですが、これにつきましては、ワールドマスターズゲームズの事務等に係る業務ということで、今回増額補正を上げさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第122号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第22 第123号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第123号議案、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第123号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でござい

まして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人件費で、職員の家族が就職したことにより扶養手当の支給適用外となったことから13万6,000円の減額及び人事院勧告に伴う9万3,000円の増額で、差し引き4万3,000円を減額しており、同額を予備費に計上しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第124号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第124号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第124号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、保険給付費等普通交付金の対象となる歳出の保険給付費の増額に伴うもので、この交付金については、歳出の保険給付費とほぼ同額が県から入りますが、保険給付費は県が神河町の医療費の伸び率、また、被保険者数から算出するもので、当初予算では、その結果が少な目に見込まれていたことから増額補正をするものでございまして、今年度の医療費はほぼ平均値で推移しており、際立って高騰したわけではございません。

また、保険基盤安定負担金の確定による減額、人事院勧告による職員給与費の増加等による職員給与費等繰入金増額の増額、交付税算定額の確定による財政安定化支援事業繰入金減額の減額でございます。

歳出では、人事院勧告に伴う職員給与費の増額による国保職員人件費事業についての増額、歳入で説明いたしました保険給付費の増額、人間ドック受診者増による保健事業趣旨普及費の増額、歳入不足分を補うための財政調整基金積立金の減額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,779万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,564万3,000円とする
ものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第125号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第125号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第125号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、人事院勧告による人件費の増額及び共済費の減額並びに前年度の円滑運営事業費補助金の精算による増額に伴う事務費繰入金の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金の減額でございます。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費の増額及び共済費の減額、保険基盤安定負担金が確定したことによる後期高齢者医療広域連合納付金の減額、前年度の円滑運営事業費補助金の精算による国庫返納金の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,604万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第25 第126号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第126号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第126号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、補助金内示通知に伴う国庫補助金の増額及び一般会計繰入金金の減額が主なものでございます。

歳出では、人事院勧告及び最低賃金改定に伴う総務管理費及び地域支援事業費における人件費の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,758万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第26 第127号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第127号議案、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第127号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、給料、職員手当及び賃金等について、職員の異動等による38万7,000円の減額及び人事院勧告に伴う人件費29万4,000円の増額で差し引き9万3,000円を減額しており、同額を予備費に計上しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 27 第 128 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 27、第 128 号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 128 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出の予定額で、営業費用では、夏場の漏水修繕の増に伴う修繕費及び材料費の増額、人事院勧告に伴う人件費の補正で、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額の増額、合計で 227 万 7,000 円の増額補正をいたしてあり、同額予備費を減額いたしてあります。

次に、予算第 4 条の資本的支出の予定額で、建設改良費の事務費も人事院勧告に伴う人件費の補正で、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額の増額と法定福利費の減額、設計及び施工管理費の変更増により委託料の増額、相続手続が進展しないことにより土地購入費の減額、合計で 136 万 7,000 円の増額補正を行います。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8,467 万 5,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を 25 万 9,000 円増額し、4,082 万 7,000 円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。第 128 号議案、令和元年度水道事業会計補正予算（第 3 号）の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

補正予算実施計画の収益的収入及び支出で御説明いたします。

それでは、3ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1款1項2目配水及び給水費で修繕費は、ことしも夏場にたびたび漏水が発生しまして、年度末までに予算不足を生じるため151万円の増額をいたします。材料費は、漏水多発により修繕工事材料に不足が生じるため50万円増額いたします。4目総係費は、人事院勧告に伴うもので、手当、賞与引当金繰入額等を補正しております。

4ページをお願いいたします。4項1目の予備費は、227万7,000円の減額でございます。

5ページ、6ページは、資本的支出でございます。5ページをお願いいたします。5ページ、1目事務費は、人事院勧告に伴う変更でございます。

6ページをお願いいたします。2目施設費の委託料は、設計及び施工管理費の変更増により164万3,000円の増額でございます。3目1節土地購入費は、澗の配水池用地を購入する予定でしたが、相続手続が年度内に完了しない状況ということでございまして、今年度の購入は見送り、26万8,000円を減額いたしております。

7ページはキャッシュフロー計算書、8ページ、9ページは給与費明細書でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第28 第129号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第129号議案、令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第129号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算第1号以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告及び職員の異動による補正で、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額、厚生福利費の減額、合計で432万8,000円の減額補正をいたしており、同額予備費を増額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、建設改良費の事務費も人事院勧告に伴う人件費の補正で、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額の増額、合計で3万円の増額補正を行います。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,809万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を419万3,000円減額し、3,798万6,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第29 第130号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第130号議案、令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第130号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、まず3条予算の収入において、一般会計からの繰入金、他会計負担金ですが、当初から予算化されていなかった分の1億4,000万円を増額し、合計4億円といたしております。

医業収益の入院収益で8,652万円、外来収益で5,348万円の合計1億4,000万円を減額いたしております。また、在宅医療・介護連携支援センター収益において、本事業の一つとして神崎郡の医療・介護に携わる多職種の皆さんと語り合う場として多職種交流ナイトカフェを実施しており、その際の参加負担金として3万円を計上しております。

支出では、職員の異動及び人事院勧告に伴う補正でございまして、3条予算において職員の異動等により570万1,000円を減額、また、人事院勧告に伴う人件費を560万6,000円増額しており、差し引き9万5,000円を減額し、同額を予備費に計上しております。

次に、4条予算においては、企業債で病院増改築事業債を680万円減額し、他会計

からの出資金を合併特例債を財源に680万円増額いたしております。これは、平成30年度の北館改築工事の出来高の確定により平成30年度の合併特例債が減額したことを受け、この減額分を今回の補正で追加し、同額を企業債の病院増改築事業債で減額いたすものでございます。これにより病院北館改築に係る合併特例債発行予定額については、当初計画どおり3カ年で6億2,900万円となります。

器械備品購入においては、当初予算では2億円の購入予定としておりましたが、起債申請時において見積もり徴取した結果1億9,700万円の購入予定額となったことから、300万円を減額し、この財源となります医療機器購入事業債及び過疎債をそれぞれ150万円減額しております。また、人事院勧告に伴う人件費4万2,000円を増額しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。15ページの給与費明細書の部分なんですけども、今回の補正で職員の人数が3名減となっております。その内訳を見ますと、19ページ、級別の職員数を見ますと、看護師で2級の職員が10名から8名に2名減、医療技術職で2級の職員が15名から14名ということで1名減、それと技能労務職の1級の方が3人から2人ということで1名の減というふうに見てとれるんですけども、ほかの級の異動は少ないんですが、若い級の職員の方々が少しずつ減っているこの要因、退職されたのかどうか、その辺のところをまず教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。若い職員の数が少ないというところではございますが、職員の数につきましては、北館改築工事等、特に病棟につきましては155床から120床に変えたというところで、看護師の数、職員数につきましてもふやす要因もないところから減らしていく方向では考えておりますが、今のところ減らすということには至っておりません。ただ、退職等もある中で募集もかけてはいるんですが、修学資金等の方の採用もある中で若い方の応募がないというのが現実でございます。

それから、医療技術職につきましてもそうですが、医療技術職につきましては、現在のところ新しい職員の採用というふうなところも考えておりません。現在充足しているというところで、全体的に若い職員の層が少ないといったところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 私がお尋ねしてるのはそういうことじゃなしに、今回の補正で、看護職であれば2級10名おられた職員が補正後は8名になっておられる、医

療技術職 2 級で 15 名おられたのが 14 名になっておられる、この 1 名、2 名の減の要因は退職ですかということをお聞きしとんです。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。病院会計につきましては今回初めて補正をさせていただいてるところでございます、当初予定から退職したというところで、今回マイナス 3 名の部分を上げておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 回目になります。ちょっとしつこいようですけども、若い職員の方が退職されたという部分で、ほかの職員の方々は職場に定着されてるんですけども、若い職員の方々が職場に定着できずにやめられてる現状があるんじゃないのか、そういう中で、職員の育成とか、そういう部分をどうされているのかなというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。若い職員の方の育成というところではございます。常に教育というところ、指導というところでは、特に看護師につきましては指導者も張りつけて指導をしているところでございます。現在、今回も退職もあったわけではございますが、ほかの医療技術につきましても指導者というものは張りつけて行っているところですが、結果的に退職に至っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

ちょっと審議の途中でございますが、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

三谷議員。

○議員（2 番 三谷 克巳君） 2 番、三谷でございます。2 点お尋ねをしたいと思えます。

まず、4 ページの入院収益、それから外来収益、合わせて 1 億 4,000 万円の減額なんです。これは実態を把握してじゃなくして、一般会計の負担金があったことによって 1 億 4,000 万円の減額をしてるという状況です。その結果、入院収益については 17 億 6,000 万円余り、また、外来収益は 10 億 7,600 万円の現計予算となっとなりますので、それぞれ令和元年度も大体上半期が終了した時点で、この現計予算から見た入院収益なり外来収益の決算見込みはどのように立てられているかというのをお願いをし

たいと思います。

それから、2点目は、9ページです。病院会計につきましても同じく人勧、また、異動等によってそれぞれ人件費が補正してあるわけですが、結果としては給与等については減額なんです、この9ページの共済組合の負担金については824万3,000円の増額ということで、通常の動きから見ますと非常に大きな増額になっておるのですが、この要因を教えてくださいたいと思います。以上2点お願いします。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。まず1点目の入院収益、外来収益の件でございます。おっしゃるとおり、1億4,000万円の繰り入れがあるところから、この入院収益、外来収益で同額を減額という形にさせていただいております。上半期、要するに4月から9月までの令和元年の収入、収益の実績、入院、外来それぞれでございますが、当初予算におけます上半期分と比較しましてどちらも23%ぐらいの減となっている状況でございます。ですので、この金額につきましては、それぞれ同率の額を落とさせていただいたところ、そして今おっしゃられます合計欄の17億6,350万8,000円、それから外来収益の10億7,608万1,000円につきましては、この今回それぞれ合計で1億4,000万を足させていただいたところなんです、なかなか現状厳しいところがございます。先日でも院長のほうから臨時の職員会議でいろいろお話をいただいて、やはり職員の意識改革というのが一番大事かなというふうに思っております。そういったところから、何とか入院患者、外来患者の数をふやしてその収益を上げていくという努力はこれからも3月いっぱいに向けましてやっていくところではございますが、厳しいというのが現状でございます。

それから、2点目の共済費でございます。共済費につきましては当初予算から補正で上げておりませんので、共済の率の変更がございましたので、今回増額ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第30 承認第3号

○議長（安部 重助君） 日程第30、承認第3号、神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成の件を議題とします。

承認第3号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第3号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の作成の件でございます。

この歴史文化遺産保存活用地域計画は、国の文化財保護法の改正により法定化されたもので、各市町村において文化財の保存活用に取り組む将来の目標や取り組みの具体的な内容を記載した文化財の保存、活用に関する基本的なアクションプランでございます。この計画を広く周知し、民間団体等のさまざまな関係者のみならず地域住民の理解、協力を得ることにより、地域社会総がかりによるより充実した文化財の保存、活用を図っていくことが大きな目的となります。

神河町では、福本遺跡や播磨風土記に係る歴史文化遺産を初め、砥峰・峰山高原や生野鉱山寮馬車道など貴重な歴史文化遺産がございますが、人口減少や少子高齢化による担い手の減少により喪失の危機に瀕しているものも少なくありません。そういった課題を克服するため、この計画では、町の歴史文化遺産を地域の宝物として大切に守り継承し、また、次世代の子供たちが歴史文化遺産を身近に感じ、自分たちの宝物として認識し、ふるさとを愛する心を育み、さらには、文化遺産をまちづくりに生かして観光交流人口をふやし、歴史文化をまちづくりの基盤としてしっかりと位置づけ、魅力的なまちづくりへと展開していくことを目的としており、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

なお、この計画が国から認定を受けると、兵庫県で一番最初に認定を受けた自治体となり、国や県から高い評価を受け、計画に沿って実施することにより、より地域が活性化するまちづくりが進められることとなります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 教育課の高橋でございます。それでは、承認第3号の詳細説明を行わせていただきます。

別添で神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の冊子がありますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、この計画作成に至る経緯について御説明したいと思います。

神河町歴史文化遺産保存活用地域計画については、平成30年6月の国の文化財保護法の改正により法定化された計画です。神河町では、歴史文化遺産を神河町のまちづくりに生かし、町民を初め関係者の方々が協働して歴史文化の保存、活用を推進しておりますが、さらに、昨年度から今年度にかけて神河町歴史文化保存活用地域計画の作成に取り組む、地域の文化財を総合的に把握し、現状を見きわめ、保存活用と次世代への継承を円滑に進めるべく取り組んでおります。

平成30年度末の2月に神河町歴史文化保存地域計画作成協議会を立ち上げまして、

文化財の専門家や研究者、学識経験者、県の担当課長、また、各種団体の構成員により協議を重ねてまいりました。11月の22日に第4回目の協議会を開催し、町として最終版となるこの計画書を作成したところです。今回は、その協議会で検討した最終確定計画書を提示させていただいております。まだ国へのヒアリングが残っておりまして、字句などの修正があるかもしれませんが、計画書の大筋は変わりありませんので、この段階での計画書の御提示となりますが、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

今後の予定といたしましては、文化庁のヒアリングを受けまして1月に国へ認定申請を行う予定としております。

それでは、計画策定の概要を説明いたします。

まず、計画書について、神河町歴史文化基本構想をもとに、国からの意見、要望を盛り込み、構想にとどまらず、地域社会全体で未指定も含めた多様な文化財を活用できるようにアクションプランとして、また、次世代へ確実に継承していくために作成しているものです。

1ページをごらんください。計画作成の背景・目的については、神河町には、福本遺跡や播磨国風土記に係る歴史文化遺産を初め、砥峰・峰山高原や生野鉦山寮馬車道など歴史文化遺産が見られ、各地区の神社仏閣、獅子舞などの民俗文化など、町民の暮らしに息づく歴史文化遺産が数多く受け継がれている状況を上げています。しかし、必ずしも地域づくりに効果的には生かされてきたとはいいがたく、人口減少や少子高齢化による担い手の減少により喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えている状況を記載しています。

そうした中、町民を中心とした歴史文化遺産の保存活用を展開するため、各区で守り、育み、生かしていきたい地域の宝物の把握調査を初め「かみかわ百選」の選定など歴史文化遺産の情報発信、シンポジウムや講演会の開催など、さまざまな取り組みを推進する中で歴史文化遺産の把握や町民の歴史文化への意識も高まりを見せつつあります。町では、平成27年度に神河町歴史文化基本構想、平成28年度に歴史文化保存活用計画を策定し、文化財事業施策の推進を図っているところです。これまで策定してきた構想、計画を再編し、文化財保護法第183条の3、文化財保護活用地域計画制度に基づく認定計画として位置づけていくこととしました。この計画は、神河町の歴史文化の魅力を高め、生き生きとした地域づくりへと展開していくことを目的として、神河町の歴史文化遺産の保存と活用を計画的に推進していくためのものです。

次に、2ページ目ですが、本計画の位置づけとしましては、平成31年3月に策定しましたまちづくりの基本計画、第2次神河町長期総合計画の将来像として「ハートがふれあう住民自治のまち」、そして「ハートが安らぐまちづくり」の基本的な考え方のもと、基本目標として①「郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる」の歴史文化分野の将来像、「歴史・伝統文化が伝わるまち」「地域文化財を総合的に保存活用するまち」を実現するためのマスタープラン、アクションプランとして位置づけられています。

3 ページに示す図を見ていただきますと、詳しく位置づけしております。

○議長（安部 重助君） 高橋参事、大分時間かかりそうですか。

もしトイレ休憩の方がおられましたら休憩とりますけど、皆さん、よろしいですか。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 簡潔に申し上げます。

○議長（安部 重助君） そうですか。じゃあ、引き続きお願いします。

○教育課副課長兼社会教育特命参事兼地域交流センター所長（高橋 宏安君） 次に、4 ページをごらんください。計画期間としては、2020年から2029年の10年間とし、第2次神河町長期総合計画の前期基本計画の計画期間である2023年に事業成果の検証と点検を行い、事業計画の改定を行う予定としております。

そして7ページから44ページにかけて神河町の歴史文化として特徴を上げております。

47ページから当町における歴史文化を生かしたまちづくりの課題を上げています。

そして59ページをごらんいただきまして、59ページに課題解決に向けた必要な視点を整理して上げております。

飛びまして、61ページから歴史文化を生かしたまちづくりの考え方として、目標を「「わがまちの宝もの」を輝かす」と掲げ、62ページの図に示しておりますように、2つの大きな基本方針を設定しまして、「「わがまちの宝もの」を輝かす基盤づくり」、「「わがまちの宝もの」を守り、育み、生かす」ことを方針としまして、積極的に活用を進めていく予定にしております。

75ページからは、歴史文化を生かしたまちづくりの進め方として、事業の取り組み内容を上げております。

次のページ、76ページから81ページにかけては、50の施策事業を掲げ、取り組みを進める計画です。なお、50上げておりますけども、町の財政とも協議をしながら事業を進めることとしております。また、この施策一覧に上げている事業を実施した際には、国から地方創生交付金が配当されるというものが大半となっております。

83ページにそれらの施策事業のA3サイズのところに図を上げておりますけども、展開イメージをあらわしております。基本方針に沿って色分けに沿って事業を進めるようになっております。そして表の右側に第2次長期総合計画に掲げている目標指針を成果目標となるものも示しております。

飛びまして、120ページから事業の推進体制としまして、文化財の専門職員の配置、また、庁内の調整会議の開催、関係団体との連携、また、近年、貴重な文化財が火事で喪失するなどの事象が相次いでいることから、防災体制の強化も盛り込んでおります。

125ページ以降につきましては、資料としまして、各区で調査協力いただいた歴史文化遺産、地域の宝物、指定文化財、「かみかわ歴史文化ものがたり」などの資料となっております。

事業の大まかなまとめとして、237ページにA3の横長の表をつけております。こちらが計画骨子として、町全域に係るものと歴史文化遺産保存活用区域に係るもの、保存と活用に関する50の事業を一覧表で表示し、事業概要や計画期間、KPIの指針を掲げています。

最後に、241ページからは、この計画の作成の経緯及び体制を入れております。

以上が神河町歴史文化遺産保存活用地域計画の内容となります。端的に申し上げまして、この計画を作成し、国の認定を受けまして、神河町の「わがまちの宝もの」を輝かすために、今ある歴史文化遺産を、また、眠っている遺産を掘り起こし、地域で適切に守り次世代へと継承し、地域の協力のもとで活用していきたいと考えています。また、適切な情報発信を行い、歴史文化遺産が観光資源となり、町の自然豊かな観光地や地域の魅力的な人との交流などを組み合わせ、それが仕事を生み、地域の活性化へとつながり、町の発展へと結びつけることができると考えております。

以上で計画書の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより承認第3号を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月11日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから12月11日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月12日午前9時30分再開といたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後 5 時 1 8 分散会
